

No. **118**

2013.1

行政書士 NAGANO

題字：長野県知事 阿部 守一 氏筆

長野県行政書士会会報



冬の八ヶ岳（阿弥陀岳）



長野県行政書士会

行政書士倫理綱領

行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。

- 1 行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。
- 2 行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。
- 3 行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。
- 4 行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。
- 5 行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

〔表紙〕冬の八ヶ岳（阿弥陀岳）

八ヶ岳を回る鉢巻道路沿いの八ヶ岳中央高原はペンション・別荘地・保養所が広がり四季を通じ観光、旅行者で賑わいます。

「鉢巻道路からの撮影」

写真提供：(副会長 坂本勇喜)



目次

新年あいさつ	・長野県知事 阿部守一 2 ・会 長 山崎隆二 4
各部長あいさつ	・総務部長 山本準一 5 ・農林建設部長 河西美智与 6 ・運輸交通部長 吉沢富雄 7 ・国際部長 林 辰幸 8 ・保健環境・風管部長 清水 博 8 ・企画開発部長 荻原政吉 9 ・市民法務部長 山本金一 10 ・広報部長 小口敬子 11 ・監察部長 小林孝一 12
年 賀	・ 13
新年賀詞交歓会	・ 14
長野県行政書士会の組織再編について	・ 16
業 務 資 料	・ 出入国管理及び難民認定法施行規則等の一部を改正する省令の施行について 24 ・ 平成25・26年度定期競争参加資格審査インターネット一元受付の実施について 25 ・ 産業廃棄物処理業等に係る許可（指定）申請の手引の改訂について 26 ・ 東御市「登録型本人通知制度」の導入について 28 ・ 農地法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う取り扱いについて（通知） 30 ・ 平成25・26年度の建設工事及び建設コンサルタント等の業務に係る入札参加資格審査（定期審査）の受付について（通知） 31
行政書士倫理の徹底と業務の適正化について（通達）	・ 32
「第23回全国女性行政書士交流会 IN くまもと」に参加して	・ 34
行政書士試験報告	・ 35
研 修 会 報 告	・ 37
無料相談会報告	・ 38
広報部の広報活動	・ 上田での広報活動 39 ・ 飯田支部での広報活動のご報告 40
法律知識の勘違い！season 3	・ 41
お 知 ら せ	・ 行政書士無料相談について 43 ・ 行政書士電話相談について 43 ・ DVDの注文 44 ・ 行政書士PR用パンフレットの注文 44 ・ 斡旋物一覧表 44
会 議 報 告	・ 45
支 部 だ よ り	・ 上田支部 52 ・ 飯田支部 53 ・ 長野支部 54
長野県行政書士政治連盟のページ	・ 55
会 員 の 動 き	・ 入会 ・ 退会 ・ ご逝去 59
編 集 後 記	・ 59
117号クイズ★詰将棋こたえ	・ 60



新春を迎えて

長野県知事 阿部 守 一

新年明けましておめでとうございます。謹んで新春のお慶びを申し上げます。

県民の皆様の負託をいただき知事に就任し、早くも2年が過ぎました。新しい社会を創造していくためには、これまでの発想の延長線上を漫然と歩むのではなく、進むべき方向を明確にし、勇気を持って新たな一步を踏み出すことが必要です。このため、「確かな暮らしが営まれる美しい信州」を基本目標とする新たな長野県総合5か年計画の策定を進めています。この目標を達成するためには、広く県民の皆様の力の結集が必要です。県民の皆様の参加と協働により社会全体にプラスの循環を生み出し、元気な長野県を創ってまいりたいと考えております。

県内経済は、海外景気の下振れなどにより、製造業を中心に弱めの動きとなっており、雇用面でも、持ち直しの動きに足踏みがみられるなど厳しい状況が続いております。こうした状況を踏まえて、県として、地域経済と雇用の下支えを図るため、できる限りの経済対策を切れ目なく講じてまいりました。

本年も、経済雇用情勢を注視し、機動的な対応に努めるとともに、将来を見通して国際市場でも競争力を発揮できる次世代産業の創出や海外市場での販路拡大、外国人観光客や全国トップレベルの教育旅行の誘致、「おいしい信州ふード（風土）」等の取組みを強力に進め、県内経済の活性化と雇用の創出に全力で取組みます。また、本年を長野県のブランド元年とし、県内外の多くの皆様から共感・共鳴をいただける「信州ブランド戦略」を策定し、信州の持つ価値の向上と積極的な情報発信の取組みをスタートしてまいります。

長野技能五輪・アビリンピック2012が昨年10月に開催され、選手達の真剣なまなざしやひたむきに競技に打ち込む姿は、県民の皆様に勇気と感動を与えました。開催にご尽力をいただいた皆様に心より感謝を申し上げます。この大会を契機に、次代を担う産業人材の育成や障害者雇用の一層の拡大に努めてまいります。

また、就労希望者個々のニーズに合わせ、仕事、生活、健康等制度横断的なサービス提供を行うパーソナル・サポート・センター事業を平成23年度にスタートし、センターを4カ所に増やす等拡充してきた結果、これまでに1,291人を支援し364人が就職に結びついており、引き続き就労支援の強化に努めてまいります。

健康長寿は長野県が世界に誇れる財産です。これを将来へと継承し、発展させ、全ての県民が健康でいきいきと活躍し長い人生を送るよう、長野県地域医療再生計画を策定しました。総事業費648億円余で、平成25年度までの3カ年計画で、「救急医療」、「がん対策」における高度・専門医療機関等の整備・拡充、地域医療を担う医師及び看護人材の確保等を行い医療の充実を図ってまいります。

信州教育の再興は、私の最重要政策の一つであります。多くの先生が子ども達のために頑張っている中で、中学校への30人規模学級の導入等による教育環境の整備を積極的に進めてまいりました。昨年、教員の度重なる不祥事の発生を受けて「教員の資質向上・教育制度あり方検討会議」を教育委員会と共同設置し、より良い学校教育の実現へ向けて検討を行っているところです。この検討結果を踏まえて具体的な改善を行い、学校への信頼を回復してまいります。

また、いじめ問題が大きな社会問題となる中で、「いじめを見逃さない長野県を目指す共同メッセージ」を発し、いじめ根絶に向けて取組む強い決意を示すとともに、「いじめNO！県民ネットワークながの」を設立し、多くの皆さんの協力をいただきながら、県民運動としていじめの根絶に取り組んでまいります。

エネルギーの自立も重要課題です。全国屈指の自然エネルギーの可能性を持つ長野県では、昨年を「信州自然エネルギー元年」と位置付け、自然エネルギーを活用した地域産業の活性化や地域づくりに重点的に取り組んでまいりました。

地域の力、県民の力による地域主導型の自然エネルギービジネスの創出により、「1村1自然エネルギー」、「信州F・POWERプロジェクト」等の取組みを推進し、「エネルギー自立地域」の創造を目指します。

本年も山積する県政課題に体当たりで取り組んでいく所存ですので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

長野県行政書士会会員の皆様のご健勝とご多幸をお祈り申し上げ、新年のご挨拶といたします。



新年のご挨拶

会 長 山 崎 隆 二

平成25年巳年、新年明けましておめでとうございます。

昨年を振り返ると、北陸信越運輸局からの自動車登録窓口補助業務と国土交通省からの賃貸住宅に関する相談業務を受託し、(株)日本政策金融公庫の県下4支部と中小企業支援に関する覚書を締結したほか、八十二銀行、長野銀行、長野県信用農業協同組合連合会へも訪問させていただき、「行政に関する手続の円滑な実施に寄与し、あわせて、国民の利便に資することを目的とする」行政書士制度の活用についての協力関係構築について協議させていただきました。さらに6月には県組織犯罪対策課と暴力追放県民センターのご協力により、暴力団等排除対策委員会を立ち上げることができました。こうした本会及び各業務部の活動についてご理解ご協力いただきました各官公署並びに各機関・団体の皆様に深く感謝申し上げます。

本会内部においては、業務組織の再編について理事会で可決承認され、25年度の実施となりました。現在は、財務・会員管理システム、苦情処理要領及び会費滞納処理要領などに則り、会務は順調に推移しています。この間、各種研修会に精力的に取り組んでいただきました業務部の役員及びご協力いただきました支部役員各位ひいては会員の皆さんのおかげで、共に船を進めることができました。

ただ、弁護士法違反事件等による県知事への措置請求事案が2件、行政書士の品位を害する案件や会費の反復継続滞納の事案もあり、会長としては、多くの会員が精勤されている中で遺憾な事案が多発した年でもありました。

新年は、これまでの実績と反省の上に立って、会員の業務処理能力向上と県市町村並びに支部との関係強化のため組織再編を実効あるものにし、金融機関との連携をはじめ基本分野と伸び代のある分野での業務拡大に意欲的に取り組んでいきます。

今年も県並びに県議会関係者の皆様及び長野県弁護士会をはじめ関係士業の皆様のご指導とご協力を賜りつつ、会長職と日行連の各職に務め、会と会員のために働くことを改めて誓い、新年のご挨拶とさせていただきます。

各部長あいさつ



総務部の活動報告

総務部長 山本 準一

明けましておめでとうございます。輝かしい平成25年が幕開けし、会員の皆様もそれぞれに希望に満ちた一年のスタートをきられたこととお慶び申し上げます。

はや平成の年号になってから約四半世紀が過ぎようとしています。これまでの道のりの大半が経済不況に悉く晒され、過去日本に好景気があったことすら忘却されている昨今です。そして我々士業を取り巻く環境も依然として厳しい状況下にあり、隣接する法律関連士業間においても、業際問題をめぐって垣根論争が絶えない現状であります。

さて本年度も残すところあと僅かとなりましたが総務部のこれまでの活動報告をさせていただきます。昨年の6月18日に長野県警察本部組織犯罪対策課と（公財）長野県暴力追放県民センターのご協力を得まして『長野県行政書士会暴力団等排除対策委員会』を設立いたしました。正副会長、各支部長と外部から上記団体より2名の顧問をお迎えして全10名の委員での発会となりました。その一環として、8月29日長野会場、9月11日松本会場におきまして『不当要求防止責任者講習会』を開催し、受講修了者には「受講修了証」とともに「不当要求防止責任者選任済証」と「掲示用プレート」が交付されました。また、倫理及びコンプライアンスの研修として企画開発部との共催で、7月18日長野会場、7月24日松本会場において『行政書士の倫理・法規範研修会』を実施いたしました。

そして本年度事業計画の重要課題は、本会の組織再編であります。そのことについては各支部と調整を図り充分検討するという前提があり、喫緊の問題として日行連への負担金値上げが現実視されていることも含めてまさに重要な案件であります。この件につきましては本会予算に大きく影響を及ぼすと同時に、会員の会費負担増に繋がるものであるため総務部で慎重に検討を重ねております。

次に会館の維持管理に関する事項として、一昨年に実施しました会館内全面禁煙につきましては愛煙家会員の皆様にはご協力を頂き、常設2箇所での喫煙場所での励行を徹底して戴いております。その効果として、禁煙家会員の評判も良く、会館内の空気も頗るクリーンになりました。また不評を呈しておりました冬季間の会館内暖房の脆弱性を補うため、電熱ヒーターを8台導入いたしました。既に会議及び研修会の際に使用され、足元の冷え対策として十分に成果を発揮しています。

最後に先日、一部の会員による不祥事が新聞により報道されました。これまで築き上げてきた行政書士に対する国民の信頼が、この事により瞬時に崩壊されてしまった感が拭えません。どうか会員の皆様には職務を遂行するにあたって、常に警戒し、自戒し、注意喚起することによってトラブルを未然に防ぎ、コンプライアンス意識を堅持し国民の期待と信頼に応えて戴きますよう改めてお願いいたします。そして本年も皆様にとって最良の年となりますことをご祈願申し上げます。



農林建設部の活動報告 と展望

農林建設部長 河西 美智与

新年明けましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、日頃より農林建設部の活動にご理解とご協力を賜り心より御礼を申し上げます。農林建設部は農地、林地、河川その他土地に関する業務と建設業に関する業務の2分野を管轄していますが、この2分野は行政書士の多くの皆様が取り扱われている業務であるかと思えます。

今年度の農林建設部の活動報告をさせていただきます。

平成24年8月2日、行政書士会館におきまして、8支部の農地・建設部会長会議を開催し、各支部の事業計画、加入状況、問題点について話し合いました。各市町村農業委員会や各建設事務所の窓口対応が様々であり、非行政書士の申請も相変わらず改善されていない状況です。今後の課題としては行政窓口と良好な関係を構築していくことが大切であるということを確認し、既に農業委員会と信頼のもとに意見交換会をもっている支部もあり参考になりました。

同じく8月2日の午後、長野県建設部建設政策課建設業係岡田健一様、三枝大海様、長野県農政部農業政策課農地調整係田中陽如様を講師にお迎えしまして農林建設部研修会を開催しました。建設業については今後社会保険未加入対策、経営事項審査における海外子会社の経営実績評価が問題となりますのでこの点を研修しました。農地については農地転用許可制度及び農振除外について研修しました。

農林建設部会は行政書士の業務は許認可申請などに様々な図面を添付することが多いので、パソコンをもっと活用して図面の描ける行政書士になることを目的として、ここ数年

「図面・パソコン活用研修会」を開催しています。研修会にご自分のノートパソコンを持参していただき、部員3名が講師となって、ほぼマンツーマンに近い指導を行いました。今年度は多くの方に参加していただきたいと、開催場所は9月6日長野市、10月4日伊那市、11月8日松本市、研修は①配置図・平面図・地形図の見方②ワードによる現況写真報告書の作成③PDFの閲覧、作成、書き込み（申請書の作成）と同じ内容で3回の研修会を開催しました。指導は各自持参したノートパソコンのバージョンが違うので大変でしたが、参加された皆様全員がパソコン操作をマスターして、事務所へ戻ってからすぐに実務に活用出来たと思います。

2月には、今年度最後の研修会となりますが、「農振除外申請と農地転用許可申請の事例研修会」を予定しております。一昨年からは農地転用許可申請に資金計画書の裏付けとなる証明書の添付を必要とする取り扱いの改正があり、添付書類等などさらに厳格化されてきています。県下広域に渡るため地域によって違いもありますので、多くの事例を発表していただき、今後の業務の参考にしていただきたく多くの皆様のご参加をお願い致します。

最後に、農林建設部の課題と今後の展望についてですが、当部会は農地関係と建設業関係の全く異なる2分野の業務を管轄しており大変広範囲に渡ります。今年度、県行政書士会では組織再編成が協議されまして、来年度は農林建設部会は農林部と建設部となります。今後県および市町村との強い関係強化、建設業の経営事項審査の受託を積極的に働きかけていくためにも、部会体制が農林業務・建設業関係業務に精通している必要もありますので大変期待できるものです。

これからの課題として、農地転用や建設業申請において非行政書士の申請が多いという点があります。毎年県からの情報公開があり

ますが、行政書士以外の他士業者、不動産業者の申請、本人申請であるが実際は違う実情が推測されます。今後、行政の申請窓口への働きかけや協力のお願ひが必要です。また、我々代理権を持つ行政書士が委任状を添付した申請を行い、非行政書士による申請を排除して我々の職域を守っていきましょう。

会員の皆様のご健康と、よき年になりますよう心からお祈り申し上げます。



明けましておめでとう ございます

運輸交通部長 吉沢 富雄

何かと人騒がせの事件の多かった年が明け希望に満ちた2013年となりました。

領有権、原発、総選挙と常に興味深い内容でしたが、そのほとんどが継続中でありま。長野県行政書士会運輸交通執行部二年間の任務も数ヶ月で終了します。取り組んできた課題、継続する課題も数多く有り、次に記載し新執行部に継続をお願い致します。

その課題を下記に記します。

1. OSS 開始に向けた課題 東京都他十府県で始まりましたが長野県においては平成29年の運用開始に向け準備段階です。連合会方式の申請書式も本格化します。長野会でも実務研修は欠かせません。北陸信越運輸局長野支局が主催し長野県（税務）、県警（車庫証明）等のメンバーで構成されている OSS 準備委員会【呼称】の一員に加えて頂けることになりました。大いに議論し長野会の取組み姿勢や立場を明確にしていかなければなりません。
2. 陸運局長野支局との協調 昨年度から始まった長野支局及び松本事務所からの受託業務である多忙期（2月～3月）に於ける行政書士の派遣（ユーザーの窓口対応）

が本年も継続事業になりました。必要な準備を経て業務に従事する会員には期待と責任が重くなりますが、能力を十分に発揮していただきたく思います。

3. 自販連との懇談会の充実 自販連とは年に一度懇談会が開催されています。行政書士法「平成15年改正」に基づく車庫証明の適応を遵守し良き関係を維持するため意見交換の機会を多く持つ必要を感じています。
 4. 研修会の充実 やはり運輸交通部の存在は会員の能力の担保が大事です。車庫証明、登録、封印、貨物自動車運送事業及び旅客自動車運送事業許可申請に加え貨物軽自動車運送事業届出等の研修会を陸運支局官吏及び行政書士会員を講師として開催します。
 5. 新事業開拓 日行連主催による「交通事故関係業務実務者意見交換会」にオブザーとして参加し「自賠責保険」の詳細を再認識しました。「交通事故実務の基礎知識」の研修会の必要性を痛感しこの分野が行政書士にとって新たな業務として展開できることを確信しました。研修会や研究会を充実しなければなりません。
 6. 軽自動車協会との交流 支部単位では取り組んでいますが軽自動車協会との交流は大変に大事です。若い奥さんの大半が軽自動車を所持しています。その意味では普通車よりも需要が多いのです。軽自動車部門の許認可届けに関して重要事項として事業展開しましょう。
- 二年間運輸交通部を担当できたのは、私より運輸交通の知識経験が豊富で行動力が有る部員各位や業務を推進してこられた諸先輩の行政書士会員から培われてきた業績によるものです。御礼を申し上げます。

今年が会員各位にとってより飛躍の年になることを祈念いたします。



国際部の報告とお礼

国際部長 林 辰幸

新年あけましておめでとうございます。

昨年7月9日、「戦後最大の改正」といわれる改正入管法が完全施行されました。

施行1週間に渡り申請自粛をお願いしましたが、後日東京入管長野出張所所長様から御礼の言葉をいただきました。この場を借りてご報告と感謝を申し上げます。

さて、入管法改正から約半年が経過しました。多少の混乱はありましたが想定範囲内で、円滑に対応できたと考えております。また、他単位会から長野会の国際業務取り組みに高い評価をいただくことがあります。こうしたことは国際部だけで対応できるものではなく、各支部国際部会の取り組み、及び皆様個々のご研鑽によるものです。

昨年から継続して、申請取次実務研修会において行われる考査（テスト）対策の研修会を実施いたしました。4肢択一問題10問で行われ合格率9割と言われております。逆に言えば1割は不合格になるということです。更新の場合再試験も1回までで、2回目までに合格できなかった場合、新規取得という取扱いになったようです。研修会に参加して入念な予習をすることも大事ですが、何よりも余裕をもった申請取次実務研修会の受講を心掛けてください。3年間の有効期間中いつ受講してもいいことをご存じない方が多いように感じますが、更新後早い時期に最寄の申請取次研修会を受講されることをお勧めいたします。

3月にも考査（テスト）対策研修会を予定しておりますので、多くの皆様の参加をお待ちしております。

早いもので現職の任期も残り僅かとなりました。国際部員、執行部、上田支部、そして会員皆様のおかげで、現職を乗り切ることが

できそうです。

会員みなさまのご発展とご健勝を心よりお祈り申し上げます。



保健環境・風営部の活動について

保健環境・風営部長 清水 博

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様には、当部の活動につきまして、ご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

当部は、保健関係業務、環境関係業務そして警察の生活安全業務を扱っておりますが、今年度は、廃棄物許可関係について、研究・研修を実施しました。

平成24年10月3日に栃木県行政書士会のご好意により、本会保健環境風営部員4名が視察に出向き、栃木会が主催する「財務諸表に基づく経営分析」、「経営診断書作成」についての研修を受講した後、栃木会会長・副会長・金敷講師、同日参加しておりました埼玉会（2名）と福島会（3名）の参加者と協議、意見交換を行ってまいりました。

長野県の場合、産廃許可申請書に添付する財務諸表の内容によっては、「長期的財務計画書」、または、「中小企業診断士又は公認会計士による診断書等、客観的に経理的基礎を有するかどうかを判断できる資料を添付」することになっております。現在、この「診断書等」については、長野県では中小企業診断士又は公認会計士に限定されておりますが、栃木県では特別研修を受講した行政書士も作成することができることになっております。

栃木会がここまで来るまでには、地道な栃木県との協議、折衝があり、その経緯、経過等を参考に、本部会でも会員の能力担保を確保するため、取り組みを始めました。

11月16日に会館にて「長期的財務計画書」

「財務諸表に基づく経営分析」「経営診断書の作成実務」の総論について、栃木会の研修を受講した部員の一人であります篠原部員を講師に第1回目の研修会を実施しました。今後、徐々に内容を深くして数回実施する計画であります。その間に、当部の特別研修を受講した行政書士も「診断書」の作成が行えるよう、担当官庁に特別研修の内容を示し、能力担保を確保していることを説明し、協議・折衝を行う予定です。

本会の専門部は、内に向かっては会員の資質の向上のための研修会等の実施、外に向かっては特に県庁の担当官庁との折衝、協議がその任務と思っております。

行政書士の専管業務であります許認可申請は、ますます専門性の高い業務となっており、管轄する官庁からも専門的能力を期待されており、専門家の養成・育成を目指して努力してまいりたいと思っております。

会員の皆様のご健康と新しい年が明るく希望に満ちた年となりますようお祈り申し上げます。

企画開発部の活動報告 と今後の課題・抱負

企画開発部長 萩原 政吉

長野県行政書士会会員の皆さま、そして関係機関の皆さま、新年明けましておめでとうございます。本年度の企画開発部主催の研修会へのご参加又ご協力を頂き誠にありがとうございます。おかげ様で、年度当初の事業計画が概ね滞りなく進んでいますことをご報告申し上げます。

企画開発部の事業

- 1、法定業務研修方策の検討を行い、研修を実施し、会員の資質向上を図る
- 2、全国研修等を日行連中央研修所の協

力を得て行き、全国統一の業務知識の吸収を図る

- 3、当面する課題について検討し、一般研修を実施する
- 4、新規登録者の必須研修を実施する
- 5、会員のための業務相談を行う

1、本年度の法定業務研修会は「行政書士の倫理と専門家責任」を実施しました。昨今の隣接専門職の不祥事件の背景から、敢えて業務研修ではなく、この分野の研修内容を選択しました。内容は4年ほど前に行った研修会と同じ内容でしたが、各講師（部員）は事前に周辺知識を蓄えて臨んだ研修会でした。参加された会員は2日間にわたる講義の最終に効果測定を行い。その結果、参加者全員の方へ「修了証」をお渡しすることが出来ました。

2、全国研修会とは、インターネットを使い日行連の地下講堂からライブ配信による研修会であります。各単位会は自身の会議室のPJスクリーンにて聴講します。「全国研修」である業務研修（計4回）「コンプライアンス研修」（計3回）特別研修の「行政不服審査法」。この研修会の趣旨は全国の会員に統一した能力担保を担う為の研修会であります。毎回の参加者は10数名程度ですが内容は充実していますので、今後も是非お気軽に参加頂きたいと思っております。

3、本年度の当面する課題について研修を行う一般研修は、「行政書士の会計記帳と遺族年金の知識」「基礎からの知的財産権」について、各専門分野を得意とする部員を講師に実施しました。他に、本年度の初の試みであります総務部との共催による長野会場・松本会場にて「職務上請求書の使用事例と注意点」「法律家としての行政書士」参加型プレスト方式にてこの難しい課題について参加者全員で考えてみました。ブレインストーミングは参加者全員が和気あいあいの中から、意

見の言える雰囲気醸し出し、全員が心おきなく課題に取り組めると言った手法を用いました。研修を終えた参加者からは「楽しく勉強できた」と好評を頂きました。今後も引き続き、新しい手法で世相にあった研修会を提供していきたいと思ひます。

4、新規登録者必須研修会の開催については、1月下旬に前年の1月～12月までに新たに登録された会員を対象に毎年おこなっている2日間の必須研修会です。今年度は、「各業務研修」を1日目に、2日目は「法律家としての心構えと行政書士法」「倫理」「事務所経営」を行います。新規登録者と講師のコミュニケーションから、これからの行政書士「街の法律家」を志す礎にしようとするものです。

5、昨年まで「会員の為の業務相談会」を個別に募集開催してきました。本年度は8月に会員登録1年～4年までの男女各1名の8名に書士会館へ参集頂き「行政書士業務悩み座談会」（行政書士ながのNo117掲載）を開催しました。話してみないと解らなかつた事も、みんな同じ悩みや気持ちでいる事も、率直に実感できたのではないかと思ひます。特に入会から間もない会員が自由に意見の言える場として「悩み座談会」は今後も続けていきたいと思ひます。

今後の課題と抱負

ここ数年「法定業務研修会」につきましては参加者の減少に危惧している所です。会場が長野市だけである事、2日間の講義と効果測定が実施される事、内容に興味がわかない、理由はそれぞれあろうかと思ひます。これら研修会へ参加するメリットを考える時期にきていると思ひます。特に本年度は行政書士全体の課題でもあるコンプライアンス（法令順守）に係る研修を実施して参りましたが、やはり参加者が少ないと言った実感でした。私

達は、法律家を名乗っている以上「街の法律家」としての意識の向上や理念をもう一度考えてみる必要があるのではないかと思ひます。

今後は、会員全員が参加することができるインターネット方式も具体的に構築していく時期に来ていると感じています。何時でも、何処からでも自分が受講したい時に気軽に参加できる、そんな手法を提供できないか考えていきたいと思ひます。

今後も企画開発部では「街の法律家」を育てていく視点で、より長野県行政書士会の全会員の業務力向上に寄与していきたいと思ひています。

本年も宜しくお願ひ致します。

以上



市民法務部の事業報告、今後の課題

市民法務部長 山本 金一

新年あけましておめでとうございませう。皆様方におかれましては、輝かしき新年を迎えられました事とお慶び申し上げます。

また、日頃から市民法務部の活動にご理解・ご協力を賜り誠にありがとうございます。

年頭にあたり、事業報告、今後の課題について述べさせていただきます。

1. 事業報告

<研修会>

今年度の市民法務部の事業の中心は、全9回に渡る民法研修です。

権利義務を業務としているのは、弁護士と我々行政書士のみであることは、皆様方もご存じの通りですが、現在、司法書士会が権利義務を業務にするために活動しております。しかるに我々は、ただ指をくわえて、その状況を見守っているだけではなく、能力担保に

努めなければならないと考えております。そして資質の向上が伴った時に胸を張って「行政書士は権利義務業務の専門家である」と言えるのではないのでしょうか。

ただ単に飯の種となる研修会だけではなく、街の法律家を標榜している以上、もう一度原点に立ち返ってアカデミックな研修会の必要性を感じ、企画いたしました。

今後の予定は以下の通りです。

第7回

平成25年1月26日（土）

PM 2時～PM 5時

松本勤労者福祉センター

講師 信州大学法科大学院教授

後藤 泰一先生

第8回

平成25年2月23日（土）

PM 2時～PM 5時

長野県行政書士会館（予定）

講師 信州大学法科大学院教授

後藤 泰一先生

第9回

平成25年3月23日（土）

PM 2時～PM 5時

場所未定

講師 信州大学法科大学院教授

後藤 泰一先生

<無料相談会>

現在、無料相談会は、市民法務部が全てを担当しており、相談件数の多い相続・遺言・成年後見はもとより、外国人のビザ関連、各種許認可申請を織り交ぜ工夫し、どのようにしたら沢山の県民の方が会館に足を運んでいただけるのかを検討課題に掲げ広報部とも連携しながら取り組んでまいりました。引き続き、今年2月22日（行政書士記念日）には、全ての部の方々にご協力を仰ぎ、大々的に無料相談会を開催する予定です。

2. 今後の課題

- ・無料相談会のあり方をもう一度検討する。
- ・会員の皆様がリーガルマインドを享受できる研修会の開催を検討する。

今年も会員の皆様方のご理解、ご協力をお願いいたします。



広報部七人の侍

広報部長 小口 敬子

新年あけましておめでとうございます。会員の皆様には良き新春をお迎えになったこととお喜び申し上げます。広報部員さんが一新して2年目に入りました。そのエネルギーたや何とも素晴らしく、まずはHPを新しく立ち上げました。部員さんからどうしても新しいものにしたいという希望があり、部長“今やらねば、ずっとこのままですよ”“私達が付いているから頑張ってやりましょう”という力強いお言葉に後押しをされ、HPを立ち上げました。なかなか困難な作業であり、作成した物のまだ手を付けて行きたい部分、整理したい部分が沢山ありまして、頭の痛い事もありますが、広報部員が一丸となって少しずつ前進して、会員の為に全国に自信を持って発信して行けるようなHPにして行きたいと思っています。時間はかかりますが少し長い目で見守って頂ければありがたいと思います。

部員七人の広報活動についてですが、長野県の一般の方になかなか浸透して行かない「行政書士」を何とか知って頂こうと地域に足を運んでいます。

広報部の理念である「行政書士の職域確保」「街の法律家としての自負」「会員への利益還元」を掲げ、8月の暑い中飯田支部との合同でパンフレットの配布をし、9月には入管長野出張所長渡辺政一氏をインタビュー訪

問し、10月には飯田地域でのFMラジオに無料相談会のお知らせを流し、11月3日(土)には、上田支部との合同で広報活動を行い、平成25年の2月頃には、松本支部で行う「無料相談会」に出掛け合同の広報活動を行う予定であります。部員の7人が力を合わせて行政書士会の広報を担っている「自負と責任」であと僅かな任務となりましたが、頑張っています。



相談会を考える

監察部長 小林 孝一

新年あけましておめでとうございます。会員の皆様には良き新春をお迎えになられたこととお慶び申し上げます。

皆様ご承知の通り毎年10月は「行政書士制度広報月間」を開催しております。この月間のみならず毎月のように県下各地で無料相談会が行われており監察部担当としても心よりお礼申し上げます。

この相談会の相談内容を考えてみますと、私ども本来の行政書士業務である権利義務、事実証明、許認可等、以外の相談が非常に多く、むしろ他士業に関する相談が多いと感ずることすらあることと思います。

依頼者の立場を考えると、行政書士業務以外の相談は断ってしまうのが正しく分かり易いと思いますがせっかく相談に訪れた方に失礼と思いその相談を続行してしまいがちではないでしょうか、しかし、よく考えてみますと、その行為が相談者に行政書士の職域、他士業の職域かの判断を誤解されてしまい、ますます行政書士業務を判りずらくしていることが現状であり又問題ではないかと思えます。

このことから、これからの相談会に於いて我々は相談依頼者に他士業の職域である旨をはっきりと伝える勇気と努力が必要であり、

その結果、自ずと行政書士業務の理解と信頼を得られるものと確信しております。

近年特に業際問題に関する他士業からの指摘案件が発生しておりますが上記の様なことを積み重ねることにより必然的に問題解決されるものと思います。

本年も、ご理解ご協力のほど、お願い申し上げます。



あけまして おめでとうございます

会員の皆様のご繁栄とご多幸を
お祈り申し上げます



会 長	山 崎 隆 二		
副 会 長	高 田 勝 男		
副 会 長	轟 見 信 一	理 事	深 澤 和歌子
副 会 長	坂 本 勇 喜	理 事	小 野 清 仁
副 会 長	佐 藤 勉	理 事	和 田 英 幸
理 事	萩 原 政 吉	理 事	山 本 準 一
理 事	小 林 孝 一	理 事	山 本 金 一
理 事	林 辰 幸	監 事	大 槻 四 郎
理 事	小 口 敬 子	監 事	田 中 嗣 泰
理 事	河 西 美智与	監 事	小 林 一 夫
理 事	吉 田 靖 史	名誉会長	竹 内 波美男
理 事	二 瓶 裕 史	相 談 役	小 林 達 雄
理 事	清 水 博	相 談 役	湯 澤 廣 雄
理 事	吉 沢 富 雄	事務局長	上 田 保
理 事	土 屋 眞 一	事務局職員一同	

新年賀詞交歓会及び日政連30周年記念祝賀会の開催

平成25年1月8日（火）午後2時より、長野市県町の“ホテル国際21”の一階藤の間において、長野県行政書士会と長野県行政書士政治連盟の主催により、新年賀詞交歓会並びに日政連30周年記念祝賀会が開催されました。

今回は特に阿部守一長野県知事のご臨席を賜り、更に衆参国会議員、県会議員等ご祝辞を頂きました。

霧見信一副会長の開会のことばに始まり、国歌斉唱がなされその後、当会の山崎隆二会長の挨拶がありました。

山崎会長は、新年の挨拶の後ご臨席の方々への御礼を述べ、行政書士会の62年の歴史に始まり行政書士の果たしてきた役割、各行政機関、各関連団体、関係事業者及び国民との円滑な橋渡し役等の業務に触れました。更に地方分権化の時代の流れにより、益々行政書士の使命が大切になるであろうし、そのために当行政書士会の研修もレベルアップし年々進化している。昨年の円高や、不況、外交等問題が山積している中で、これからも県や各市町村との関係を深め、行政書士倫理に照らし更に金融機関とも連携して、この困難な時代に立ち向かって国民の利便に寄与していきたいとの旨を述べました。

続いて30周年記念と云う事で、長野県行政書士政治連盟の和田英幸会長の挨拶がありました。昨年の日本の苦境にある情勢に触れ、ロンドン五輪での金メダリストのボクシング選手の「努力したからと言って報われる訳ではない、しかし努力しなければ報われない。苦しいときにこそ頑張る」の言葉を引用し一致協力の大切さを述べ、国会議員、県会議員、各市町村議員との緊密な関係を維持すると共に、権利義務の履行に対し信頼関係を確かなものにしていきたいと結びました。

次に来賓のご祝辞を頂きましたが、この度初めて長野県知事として阿部守一知事のご臨席を賜りご祝辞を戴きました。

知事は、本日のお祝いを述べたのち長野県政に協力したことの当会への御礼と、これからも円滑な手続きによる長野県発展のための協力要請を述べられました。そして長野県も脱皮して、議会で承認されれば、新しい県政として、経済を元気にすること。製造業、観光業、農林業等の産業構造をしっかりとさせる事。民間の協力を得ながらサポートをしていく事が必要なこと。雇用問題、教育問題等暮らしの基盤にしっかりと取り組んでいきたい。更に人口の減少をくい止める事等、取り組まなければならない問題が多々あるので、行政書士会の皆さん方の協力やご支援を戴きたいとの主旨でありました。

スムーズな司会の下に国会議員等の来賓の方々のご祝



阿部知事の新年祝賀ご挨拶



参議院議員 北澤俊美様

辞や祝電披露が続き乾杯の後、各々名刺の交換や新年の挨拶が交わされ、和気あいあいの雰囲気の中で宴会が催されました。アトラクションは当会恒例の（謙竹会）による津軽三味線の演奏でした。宴の後半に県歌の「信濃の国」が斉唱されましたが、ご祝辞を頂いた参議院議員の北澤俊美様からは、そのご祝辞の中で、このような祝賀会のときに「信濃の国」が歌われるのは初めてであり、更に沖縄県の仲井眞知事がこの「信濃の国」の歌を大変うらやましがっていたというエピソードを披露されておられました。

来賓各位に対して竹内波美男名誉会長のもと万歳三唱が行われ、返礼として新潟県行政書士会会長の相羽利子様のもとに万歳三唱が唱えられ閉会となりました。



山崎会長 阿部長野県知事 北山日行連、日政連会長

ご祝辞を頂いたご来賓各位

長野県知事 阿部守一様 長野県議会副議長 佐々木祥二様
衆議院議員 篠原 孝様、同 寺島義幸様、同 木内 均様、同 小松 裕様、
同 宮沢隆仁様、同 井出庸生様
参議院議員 北澤俊美様、同 羽田雄一郎様、同 外務政務官 若林健太様
同 小坂憲次様
日本行政書士会連合会会長及び日本行政書士政治連盟会長 北山孝次様

祝電を頂いた方々

長野市長 鷺澤正一様、 衆議院議員 務台俊介様、同 後藤茂之様、
同 宮下一郎様、同 百瀬智之様、前衆議院議員 下条みつ様、同 加藤 学様、
参議院議員 吉田博美様、同 小坂憲次様
長野県議会議員 本郷一彦様、日本行政書士会連合会会長 北山孝次様、
日行連関東地方協議会会長 高玉功稔様、静岡県行政書士会会長 岸本敏和様
静岡県行政書士連盟会長 奥山浩行様、株式会社ワイズ代表取締役 福澤直樹様

(広報 蟹沢)

長野県行政書士会の組織再編について

長野県行政書士会
会長 山崎 隆二

はじめに

許認可業務と権利義務・事実証明を業務範囲とする行政書士業は、経済状況の変動による仕事の変化等の情勢により、他士業からも権利義務の分野において行政書士の業務を取り込みたいという動きがあります。行政書士会は、こうした時代の変化に対応し、行政手続の円滑な実施に寄与し、あわせて、国民の利便に資するため、共通の国家資格者集団として一致団結して取り組まなければなりません。

組織論的には日行連・単位会・支部は、それぞれ尊重されるべき独自の活動を行いつつも、全て行政書士会員により構成される組織として全国展開するものであり、いわば同業者組合（ギルド）的存在です。この点、「分権」という理念とは異なり、行政書士の組織においては、例えば日行連は「持株会社」、各単位会は「会社」、支部は「支店」という認識に立ち、共通資格と共通業務範囲により結合する存在として体系化している必要があります。

このほど12月の理事会で組織再編とこれに伴う会則施行規則が可決承認されましたので、本誌により会員の皆様にお知らせします。

現状分析を踏まえた組織再編の必要性

① 能力担保と各部（業務組織）の構成について

- 業務精通者を中心に「部」を構成し、研修の企画・実施に始まる会員の能力担保の向上を図る必要があります。

② 官公署等の部局への対応について

- 業務精通者中心の「部」が担当官公署へ頻繁に出向いて信頼（パイプ）を深め、行政書士の業務認識度の向上に努め、ひいては業務受託に繋げていく必要があります。

③ 県本会と支部研修会について

- 研修会の内容と日程を県本会と支部で調整するために、部が早期に年間計画を立て、類似内容・重複日程の研修会を解消する必要があります。
- 同内容での研修を県下各地で開催することにより、会員の受講機会均等を図るとともに、受講負担を軽減する必要があります。
- 支部でも極力県本会に順じて再編を検討してもらい、部ごとに県と支部が直結する体制を整えることにより、長野県行政書士会全体の組織力を強化する必要があります。

- 県本会の名により必要な外部講師を招聘しやすくする体制が必要です。

④ 会員数の見込みと役員数について

- 会員数の減少を考慮し、業務組織の構成員数も見直す必要があります。

なお、組織再編は常に試行錯誤しつつ時代に即応して改善していくべきものと思います。

長野県行政書士会の組織再編（平成24年12月17日理事会決定）

（理事数：20名）

現 状	員数	再編後	員数	官公署部署・所掌等
総務部	6	総務部	6	総務事務（規則に列挙）
農林建設部	5	農林部	3	県農政部、林務部
		建設部	3	県建設部
運輸交通部	4	運輸交通部	3	運輸局、県警（車庫）、自賠責等
国際部	5	国際部	3	県国際部、入国管理局、 法務局戸籍課
保健環境風営部	4	保健・生活安全部	3	保健所、健康福祉部、 県警生活安全部
		環境部	3	県環境部
企画開発部	5	企画研修部	3	新人研修・法定研修・日行連研修 新規業務対応
市民法務部	5	市民法務部	3	権利義務、成年後見、市民相談、 金融機関対応
広報部	6	広報部	8	広報活動・HP。各支部1名
監察部	5	法規監察部	3	業際法規検討、監察活動
ADR特別委員会	5	ADR特別委員会	3	機関認証準備、国補助事業、 弁護士会対応
合 計	50		44	
綱紀委員会	8	綱紀委員会	8	支部推薦。総会承認
申請取次 管理委員会	(4)	申請取次 管理委員会	(4)	国際部と綱紀委員の代表
選挙管理委員会	8	選挙管理委員会	8	支部推薦。理事会承認
暴力団等排除 委員会	(8)	暴力団等排除 委員会	(13)	正副会長および支部長
総計（重複除く）	66		60	

組織再編の時期と再編に伴う措置

- ① 各部の部員数は固定化せず、必要に応じて理事会の承認により増減できるものとします。
- ② 役員の選任は、会長の専権事項ですが、北信、東信、中信、南信の各地域のバランスも考慮し、幅広く協議しながら進めます。
- ③ 県下各地で研修会を開催する場合の準備や受付は県本会の各部がリードして行い、必要に応じて各部どうし及び各支部の部会員に協力をお願いします。
- ④ 研修会については、開催場所や休日開催など会員の出席を考慮願います。

組織再編の時期

組織再編に伴い、システムの変更、8支部の体制整備も必要となることから、再編実施時期は会計年度上平成25年4月1日ですが、人選は定時総会で理事の承認を得た後になります。各支部でも25年度の総会の機会に県本会と協調していただきますようお願いいたします。

長野県行政書士会会則施行規則の一部を改正する規則案

(H24. 12. 17 理事会議決)

○ 長野県行政書士会会則施行規則(昭和 61 年 4 月 1 日)の一部を次のように改正する。

現 行	改 正 案
<p>(業務組織)</p> <p>第 1 1 条 会則第 5 2 条の 2 の規定により、本会業務の適正な運営を図るため、次に掲げる組織を置く。</p> <p>必要に応じて特別委員会を置くことができる。</p> <p>(1) 正副会長会</p> <p>(2) 支部長会</p> <p>(3) 総務部</p> <p>(4) 農林建設部</p> <p>(5) 運輸交通部</p> <p>(6) 国際部</p> <p>(7) 保健環境・風俗営業部</p> <p>(8) 企画開発部</p> <p>(9) 市民法務部</p> <p>(10) 広報部</p> <p>(11) 監察部</p>	<p>(業務組織)</p> <p>第 1 1 条 会則第 5 2 条の 2 の規定により、本会業務の適正な運営を図るため、次に掲げる組織を置く。</p> <p>また、必要に応じて特別委員会を置くことができる。</p> <p>(1) 正副会長会</p> <p>(2) 支部長会</p> <p>(3) 総務部</p> <p>(4) <u>農林部</u></p> <p>(5) <u>建設部</u></p> <p><u>(6) 運輸交通部</u></p> <p><u>(7) 国際部</u></p> <p><u>(8) 保健・生活安全部</u></p> <p><u>(9) 環境部</u></p> <p><u>(10) 企画研修部</u></p> <p><u>(11) 市民法務部</u></p> <p><u>(12) 広報部</u></p> <p><u>(13) 法規監察部</u></p> <p><u>(14) ADR 特別委員会</u></p> <p>2 各会、各部及び特別委員会共通事項</p> <p>ア <u>正副会長会</u>は、会長及び副会長をもって構成し、会長が必要と認めたときに、これを招集する。</p> <p>イ <u>支部長会</u>は、会長、副会長及び支部長をもって構成し、会長が必要と認めたときに、これを招集する。</p> <p>ウ 本会の役員は、支部長会に出席し意見を述べることができる。</p>

<p>第12条 前条の規定による組織の業務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 正副会長会 正副会長会は、会長及び副会長をもって構成し、会長が必要と認めたときに、これを招集する。</p> <p>(2) 支部長会 ア 支部長会は、会長、副会長及び支部長をもって構成し、会長が必要と認めたときに、これを招集する。 イ 支部長会は、次に掲げる事項について協議する。 (ア) 支部から理事会へ要望すべき事項 (イ) 理事会又は会長から付託された事項 (ウ) その他本会の運営上必要な事項 ウ 本会の役員は、支部長会に出席し意見を述べることができる。</p>	<p>エ 各部には、部長、副部長及び部員若干名を置く。</p> <p>オ 各部長、副部長、部員は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。</p> <p>カ 各部の会議は、各部長が必要と認めたときに、これを招集する。</p> <p>キ 各部は、会員の業務についての指導連絡、企画立案、改善推進、法令等の研究、資料作成を行う。</p> <p>ク 各部は、業務に関する国、県及び市町村並びに他団体との協議、折衝及び連絡調整を行う。</p> <p>ケ 各部は、支部専門部会の育成、指導、連絡及び情報提供を行う。</p> <p>コ 各部は、次条各号に掲げる事項について協議し、理事会の決議を経て業務を執行する。</p> <p>サ 特別委員会については、前エからコまでの規定を準用する。</p> <p>第12条 前条の規定による組織の業務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 正副会長会 ① 本会の運営上必要な事項</p> <p>(2) 支部長会 ① 支部から理事会へ要望すべき事項 ② 理事会又は会長から付託された事項 ③ その他本会の運営上必要な事項</p>
--	---

<p>(3) 総務部</p> <p>ア 部には、部長、副部長及び部員若干名を置く。</p> <p>イ 部長、副部長及び部員は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。</p> <p>ウ 部会は、部長が必要と認めたときに、これを招集する。</p> <p>エ 部会は、次に掲げる事項について審議し、理事会の決議を経て執行する。</p> <p>(ア) 会員の品位保持のための指導及び連絡に関すること。</p> <p>(イ) 会議に関すること。</p> <p>(ウ) 会則及び規則の制定、改廃に関すること。</p> <p>(エ) 会員の入会及び退会に関すること。</p> <p>(オ) 登録の事務に関すること。</p> <p>(カ) 予算及び決算に関すること。</p> <p>(キ) 金銭及び物品の出納保管ならびに資産の管理に関すること。</p> <p>(ク) 会務の企画立案及び改善に関すること。</p> <p>(ケ) 会員の福利厚生に関すること。</p> <p>(コ) 渉外事務に関すること。</p> <p>(サ) 他の部の所管に属さない事項</p> <p>オ 前記アからウまでの規定は、各部について準用する。</p>	<p>(3) 総務部</p> <p>① <u>会員の倫理に関する指導連絡及び苦情処理に関する事項</u></p> <p>② <u>本会の会議に関する事項</u></p> <p>③ <u>会則及び規則並びに諸規程、内規等の制定、改廃に関する事項</u></p> <p>④ <u>会員の入会、退会及び補助者の登録事務に関する事項</u></p> <p>⑤ <u>予算及び決算に関する事項</u></p> <p>⑥ <u>会費に関する事項</u></p> <p>⑦ <u>金銭及び物品並びに資産の管理に関する事項</u></p> <p>⑧ <u>会員の福利厚生に関する事項</u></p> <p>⑨ <u>渉外事務に関する事項</u></p> <p>⑩ <u>その他、他の部の所管に属さない事項</u></p>
--	--

<p>(4) 農林建設部</p> <p>部会は、次に掲げる事項について審議し、理事会の決議を経て執行する。</p> <p>ア 農地・林業・建設業務に関すること。</p> <p>イ 会員の業務についての指導及び連絡に関すること。</p> <p>ウ 業務の企画立案及び改善並びに推進に関すること。</p> <p>エ 業務に関する法令等の研究及び資料作成に関すること。</p> <p>オ 業務に関する関係団体等との連絡協調に関すること。</p> <p>カ 専門部会の指導及び連絡に関すること。</p> <p>(5) 運輸交通部</p> <p>部会は、次に掲げる事項について審議し、理事会の決議を経て執行する。</p> <p>ア 運輸交通業務に関すること。</p> <p>イ 会員の業務についての指導及び連絡に関すること。</p> <p>ウ 業務の企画立案及び改善並びに推進に関すること。</p> <p>エ 業務に関する法令等の研究及び資料作成に関すること。</p> <p>オ 業務に関する関係団体等との連絡協調に関すること。</p> <p>カ 専門部会の指導及び連絡に関すること。</p> <p>(6) 国際部</p> <p>部会は、次に掲げる事項について審議し、理事会の決議を経て執行する。</p> <p>ア 国際業務に関すること。</p> <p>イ 会員の業務についての指導及び連絡に関すること。</p> <p>ウ 業務の企画立案及び改善並びに推進に関すること。</p> <p>エ 業務に関する法令等の研究及び資料作成に関すること。</p> <p>オ 業務に関する関係団体との連絡協調に関すること。</p> <p>カ 専門部会の指導及び連絡に関すること。</p>	<p>(4) 農林部</p> <p><u>① 農地、林地、河川その他の土地に関する事項</u></p> <p>(5) 建設部</p> <p><u>① 建設業に関する事項</u></p> <p>(6) 運輸交通部</p> <p><u>① 運輸交通に関する事項</u></p> <p>(7) 国際部</p> <p><u>① 外国人の出入国、在留及び帰化等に関する事項</u></p> <p><u>② 申請取次業務に関する事項</u></p>
--	--

<p>(7) 保健環境・風俗営業部</p> <p>部会は、次に掲げる事項について審議し、理事会の決議を経て執行する。</p> <p>ア 保健環境・風俗営業業務に関すること。</p> <p>イ 会員の業務についての指導及び連絡に関すること。</p> <p>ウ 業務の企画立案及び改善並びに推進に関すること。</p> <p>エ 業務に関する法令等の研究及び資料作成に関すること。</p> <p>オ 業務に関する関係団体等との連絡協調に関すること。</p> <p>カ 専門部会の指導及び連絡に関すること。</p> <p>(8) 企画開発部</p> <p>部会は、次に掲げる事項について審議し、理事会の決議を経て執行する。</p> <p>ア 他の部・委員会で所管しない業務の企画立案、開拓、指導及び推進に関すること。</p> <p>イ 報酬額の統計及び公表に関すること。</p> <p>ウ 業務の企画立案及び改善並びに推進に関すること。</p> <p>エ 会員の研修についての企画立案及び実施に関すること。</p> <p>オ 新会員の研修に関すること。</p> <p>(9) 市民法務部</p> <p>部会は、次に掲げる事項について審議し、理事会の決議を経て執行する。</p> <p>ア 権利・義務及び事実証明の業務の企画立案、指導及び推進に関すること。</p> <p>イ 知的資産、ADR、成年後見等に関すること。</p> <p>ウ 県民相談に関すること。</p>	<p>(8) 保健・生活安全部</p> <p>① <u>保健、福祉、風俗営業、消防、古物その他生活安全に関する事項</u></p> <p>(9) 環境部</p> <p>① <u>廃棄物処理業その他環境対策に関する事項</u></p> <p>(10) 企画研修部</p> <p>① <u>新規登録者必修研修、法定業務研修に関する事項</u></p> <p>② <u>知的資産その他新規業務の開拓及び当該業務の研修に関する事項</u></p> <p>(11) 市民法務部</p> <p>① <u>相続、成年後見、及び契約の権利義務及び事実証明に関する事項</u></p> <p>② <u>市民相談に関する事項</u></p>
---	--

<p>(10) 広報部</p> <p>部会は、次に掲げる事項について審議し、理事会の決議を経て執行する。</p> <p>ア 会報の発行等及びホームページの活用並びに管理に関すること。</p> <p>イ 広報活動に関すること。</p> <p>ウ 他部との関連事項の連絡調整に関すること。</p> <p>(11) 監察部</p> <p>部会は、次に掲げる事項について審議し、理事会の決議を経て執行する。</p> <p>ア 非行政書士行為の排除に関すること。</p> <p>イ 行政書士法等違反の疑いのある事案についての資料収集及び調査に関すること。</p> <p>ウ 他部との関連事項の連絡調整に関すること。</p>	<p>(12) 広報部</p> <p>① <u>会報の発行、ホームページの管理その他広報活動に関する事項</u></p> <p>(13) 法規監察部</p> <p>① <u>行政書士法及び関係士業の法規に関する調査、研究、伝達に関する事項</u></p> <p>② <u>非行政書士による業務の監察に関する事項</u></p> <p>(14) ADR 特別委員会</p> <p>① <u>裁判外紛争解決機関の認証申請に関する事項</u></p> <p>② <u>裁判外紛争解決に関する研修その他調停委員の育成に関する事項</u></p> <p>③ <u>裁判外紛争解決手続き等を活用しての市民相談に関する事項</u></p>
<p>第12条の2</p> <p>会則第69条の3第2項に定める研修については日本行政書士会連合会研修センターと連携のうえ計画し、実施するとともに、本会独自で必要と認めた研修を行うものとする。</p>	<p>第12条の2</p> <p>会則第69条の3第2項に定める研修については日本行政書士会連合会中央研修所と連携のうえ計画し、実施するとともに、本会独自で必要と認めた研修を行うものとする。</p>

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

業 務 資 料

日行連発第 1021 号
平成 24 年 11 月 5 日

各 単 位 会 長 殿

日本行政書士会連合会
会 長 北 山 孝 次
第三業務部
部 長 姫 田 格

出入国管理及び難民認定法施行規則等の一部を改正する省令の施行について

平成 24 年 9 月 28 日「出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の基準を定める省令」等に規定する研修・技能実習に係る不正行為等についての見直しを行う省令が公布され、同年 11 月 1 日から施行されました。

これに伴い、研修・技能実習に係る在留資格認定証明書交付申請等について、法務省から新しい法定書式（在留資格認定証明書交付申請書、在留資格変更許可申請書及び在留期間更新許可申請書）が示され、本年 11 月 1 日以降、地方入国管理局に対してそれらの申請を行う場合には、新しい書式を使用して申請することとなりましたので、お知らせいたします。

新しい法定書式等詳細につきましては、下記法務省ホームページをご確認くださいませようようお願い申し上げます。

各単位会におかれましては、所属会員への周知等にご協力くださいますようお願い申し上げます。（日行連ホームページ内「会員ページ」においても同内容を掲載いたします。）

記

○法務省ホームページ『研修・技能実習制度について』

http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/ZAIRYU_NINTEI/zairyu_nintei10_0.html

以 上

日行連発第1026号
平成24年11月6日

各 単 位 会 長 様

日本行政書士会連合会
会 長 北 山 孝 次
第一業務部
部 長 岸 本 敏 和

平成25・26年度定期競争参加資格審査インターネット一元受付の実施について

本年10月1日付で国土交通省大臣官房地方課より、「平成25・26年度定期競争参加資格審査インターネット一元受付の実施」について、詳細が発表されています。

つきましては、プレスリリース資料を別添のとおり送付いたしますので、所属会員への周知等のご協力方をお願いいたします。

また、日行連会員HPにも当該情報を掲載いたしますので、併せてご参照ください。

<別添資料>

○「平成25・26年度定期競争参加資格審査インターネット一元受付の実施について」（平成24年10月1日・国土交通省大臣官房地方課公共工事契約指導室）

※国土交通省HP掲載箇所

http://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo06_hh_000048.html

以上

24 廃対第 254 号
平成 24 年(2012 年) 11 月 29 日

長野県行政書士会
会長 山崎 隆二 様

長野県環境部廃棄物対策課長



産業廃棄物処理業等に係る許可（指定）申請の手引
の改訂について（依頼）

日頃より長野県の廃棄物行政に御理解と御協力をいただいております。御礼申し上げます。

このたび、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部改正等を受けまして、産業廃棄物処理業等の申請・届出等の手続事項をまとめた下記の 5 つの手引きについて改訂を行いましたので、貴会の会員に周知をしていただきますよう御配意願います。

記

1 改訂した手引（平成24年11月改訂）

- (1) 産業廃棄物収集運搬業許可申請の手引（積替保管施設なし）
- (2) 産業廃棄物収集運搬業許可申請の手引（積替保管施設あり）
- (3) 産業廃棄物処理施設・（特別管理）産業廃棄物処分業 許可申請の手引
- (4) 一般廃棄物処理施設設置許可申請の手引
- (5) 再生利用業指定申請の手引

2 改訂の内容

(1) 申請者の法定代理人が法人である場合についての添付書類等の追加

民法改正に伴い、未成年者の法定代理人に法人も選任できるようになったことを受け、法定代理人が法人である場合についての添付書類等を記載した。

- ・法定代理人が法人である場合には、当該法人の商業・法人登記の登記事項証明書及び役員住民票の写し並びに後見等登記事項証明書を、申請書・届出等に添付。
- ・許可申請等の添付書類である誓約書の内容に、法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む旨を追加。

(2) 外国人の場合、外国人登録原票記載事項証明書に代わり、住民票の写しの添付に変更

外国人登録制度の廃止及び外国人住民が新たに住民基本台帳法の適用対象になったことに伴い、外国人の場合は外国人登録原票記載事項証明書に代わり、住民票の写し（国籍の記載のあるもの）を添付。

(3) 申請・届出等を代理人を通じて提出する場合は、「委任状」を添付する旨を記載

以下のとおり手引に明記した。

- ・申請書・届出等の様式の、申請者・届出者等の欄に代理人の氏名を併記して押印。

委任状には、

(7) 委任の範囲は具体的に記載。

(i) 行政書士の場合は登録番号（行政書士証票の番号）を記載。

(ii) 委任状の日付は、申請・届出等から3ヶ月以内。

(4) 経理的基礎を有することを証する書類について、設立3年未満の法人の場合の提出書類を明確化

許可申請等を行う際の添付書類中、経理的基礎を有することを証する書類について、設立3年未満の法人の場合は、直前3年間分の各事業年度における貸借対照表等の財務書類は提出できないため、存在する財務諸表（初年度決算未到来の場合は、申請日直近で貸借対照表を作成）、納税証明書及び今後3年間の財務計画を記載した長期的財務計画書を提出することとした。

(5) 長期的財務計画書の様式の変更

許可申請等を行う際の添付書類中、経理的基礎を有することを証する書類のうち、次期への繰越損失がある場合等に添付を要する長期的財務計画書について、経常損益が赤字であるために当該書類の提出を要する場合の記入について分かり易くした。

(6) 処理後の有価物の保管場所の図示について

従来から口頭で指導していた処理後の有価物の保管場所について、以下のとおり手引に明記した。

【産廃収集運搬業許可申請（積替保管施設あり）】

許可申請等を行う際の添付書類中、積替保管施設の概要を示す書類について、廃棄物から拾集した有価物を保管する場合は、当該保管の区画を平面図に明示。

【廃棄物処理施設・処分業 許可申請】

許可申請等を行う際の添付書類中、処理後に発生する主な有価物（少量の物(木くずに含まれる釘等)を除く。)の保管について、当該保管の区画を平面図に明示。

(7) 移動式処理施設における生活環境影響調査について【廃棄物処理施設 許可申請】

移動式処理施設の場合、環境省の指針に基づいた生活環境影響調査ができないため、施設から5m程度離れた地点での騒音、振動等の測定を行い、環境への影響を調査することとした。

(装置メーカーによる測定データの提出も可とする。)

(8) その他（誤記の訂正等）

3 その他

各手引は、長野県公式ホームページの中に掲載しておりますので、ご覧ください。

廃棄物対策課のページ ◆産業廃棄物 【処理業許可申請】

(ホームページアドレス <http://www.pref.nagano.lg.jp/kankyohaiki/kashokai.htm#産業廃棄物>)

担	当	廃棄物対策課廃棄物審査係
		課長：古厩 昭彦
		担当：中村 恵介
電	話	026-235-7164
ファクシミリ		026-235-7259
電子メール		haikibut@pref.nagano.lg.jp

24長行第165号
平成24年12月18日

副 会 長
支 部 長 殿

長野県行政書士会
会 長 山 崎 隆 二
市民法務部長 山 本 金 一

東御市「登録型本人通知制度」の導入について

このことについて、東御市市民生活部市民課長・人権同和政策課長から別添のとおり通知がありましたので連絡いたします。

つきましては、トラブル防止のため貴支部の会員に周知をお願いいたします。また、本会ホームページにも掲載いたしますのでよろしくお願いいたします。

平成24年11月

関係者 各位

東御市市民生活部市民課長・人権同和政策課長

「登録型本人通知制度」の導入について（お願い）

東御市では、「人権尊重まちづくり」に関する施策の方針に基づき、戸籍等の不正取得防止を目的として、あらかじめ登録した方に対し、戸籍等の証明書が第三者に交付されたことを通知する「登録型本人通知制度」を導入し、個人情報等の不正請求・取得による個人の権利の侵害抑制・防止を図ってまいります。

つきましては、制度導入にあたり関係者の皆様にご理解、ご協力をお願い申し上げます。

記

1. 「東御市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱」
平成25年1月1日施行予定
2. 制度の概要は、別添資料のとおり

東御市市民生活部市民課市民係 (課長) 土屋一夫 (係長) 上原代夫 Tel.64-5896 Fax63-6908 東御市市民生活部人権同和政策課人権同和政策係 東部人権啓発センター内 (課長) 土屋一夫 (係長) 小宮山直樹 Tel.64-5902 Fax64-5011
--

登録型本人通知制度の概要は、以下のとおりです。

本人通知制度は、市町村が、住民票の写しや戸籍謄本など（「住民票の写し等」という。）を代理人や第三者に交付後に、希望する本人(事前に市への登録が必要)に交付したことをお知らせする制度です。

- ・ 本人通知を希望する方は、住所や本籍のある市町村に登録をします。

市では、住民基本台帳法や戸籍法の規定に基づいて、代理人や第三者からの請求により、住民票の写し等を交付しますが、登録した人の住民票の写し等を交付した場合に、その人に交付したことをお知らせします。

- ・ どんなときに通知するのか

住民票では、本人または同一世帯以外の方が取得した場合に通知します。

戸籍のとう抄本等では、本人、配偶者、同じ戸籍に記載されている方、又は直系の尊属卑属以外の者が取得した場合に通知の対象となります。

住民票・戸籍謄抄本とも委任状の添付による代理人からの交付請求も含まれます。

- ・ 何を交付したときに通知するのか

住民票等には、住民票(除かれた住民票を含む)の写しと住民票記載事項証明書が戸籍謄抄本には、現在戸籍、改正原戸籍、除籍の各謄抄本と戸籍記載事項証明、および戸籍の附票(除かれた附票を含む)などが該当します。

除かれた住民票、及び除かれた戸籍の附票は、除かれた日から5年以内までしか交付していないため、除かれた日から5年経過した時点で対象から除外します。

また、申請者本人にかかる住民票の写し等のみが対象となりますので、同一世帯内ご家族の個人住民票や同一戸籍抄本などは対象外となります。

- ・ 通知の方法など

通知は登録されたご本人(法定代理人の場合は代理人)宛で、封書で送付します。

送付する内容は、交付された住民票等の交付申請に関して、1. 交付年月日 2. 交付した住民票等の種別 3. 交付した通数または件数 4. 請求者が「代理人」か「第三者」かの区別となります。

- ・ 通知の対象外とする請求及びその理由

特定事務受任者からの職務上請求で、依頼者氏名を明らかにすることが不要とされている請求（裁判・紛争等）。

特定事務受任者の職務遂行に支障が生じたり、依頼者に関する情報が類推されてしまうおそれがあるため。

24 長行第 166 号
平成 24 年 12 月 21 日

担当副会長
農林建設部長
農林建設副部長 様
農林建設部員
支部長
支部農地部会長

長野県行政書士会
会 長 山崎 隆二
農林建設部長 河西美智与

農地法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う取り扱いについて（通知）

農地法施行規則の一部を改正する省令（平成 24 年農林水産省令第 60 号。以下「改正省令」という。）が平成 24 年 12 月 14 日公布され、施行されました。これにより、農地の遺贈について下記の点について留意するようお知らせ致します。

記

改正省令により、農地法施行規則（昭和 27 年農林省令第 79 号）第 15 条第 5 号の規定が改正され、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 3 条第 1 項本文の規定による農地又は採草放牧地の権利移動の制限の対象の例外を定める同項ただし書、第 16 号に規定する農林水産省令で定める場合として、「相続人に対する特定遺贈」が加えられました。

したがって、農地又は採草放牧地を遺贈する場合、包括遺贈か特定遺贈かで農地法上の許可の扱いが違ってきます。

- 包括遺贈－農地法 3 条の許可申請は不要
 - 特定遺贈－
 - * 施行前 農地法 3 条の許可申請は必要
 - * 施行後 相続人に限り・・・農地法 3 条の許可は不要
- （H24.12.14 公布）
- 相続人以外・・・農地法 3 条の許可は必要



24建政技第300号
平成25年(2013年)1月8日

建設業者団体の長 様
長野県行政書士会長 様

長野県建設部長

平成25・26年度の建設工事及び建設コンサルタント等の業務に係る
入札参加資格審査(定期審査)の受付について(通知)

このことについて、標記審査を下記のとおり実施しますので、御承知おきいただくとともに、必要に応じて貴団体傘下会員への周知をお願いします。

記

- 1 申請書受付期間
平成25年1月15日(火)～平成25年2月8日(金)午後5時
- 2 申請方法
 - (1) 長野県公式ホームページからの電子申請
 - (2) 電子申請の手続き終了後、必要な提出書類を申請窓口(建設事務所等)に送付
- 3 資格審査基準日
平成24年10月1日(建設工事及び建設コンサルタント等の業務)
- 4 資格付与期間
平成25年5月1日～平成27年4月30日(2年間)
- 5 申請事項
○新規(23・24年度の資格を更新する場合も新規と同様の扱いです)
- 6 入札参加資格審査申請の手引き
申請手続き等の詳細については「平成25・26年度長野県建設工事及び建設コンサルタント等の業務に係る入札参加資格審査申請について」(手引き)をご覧ください。
なお、手引きは、長野県公式ホームページ(トップページ⇒「目的でさがす」⇒「入札・調達」⇒「入札参加資格審査関係」⇒「平成25・26年度 建設工事等入札参加資格審査申請(定期申請)について」)に掲載しています。

* F A X等で関係団体へ送信する場合は、貴団体からの送信である旨を明記してください。

建設政策課 技術管理室 入札・契約班 宮原宣明(室長) 向山 洋一郎(担当) 電話直通 026-235-7313 F A X 026-235-7482 ホームページ http://www.pref.nagano.lg.jp/ MAIL gijukan@pref.nagano.lg.jp

24長行第162号
平成24年12月17

長野県行政書士会 会員各位

長野県行政書士会
会長 山崎 隆二

行政書士倫理の徹底と業務の適正化について（通達）

今般、平成20年から21年にかけて上田支部の会員がホームページを通じて依頼された離婚事案2件について、弁護士法第72条に違反する行為を行ったことに対し弁護士会から県知事に措置請求が出され、このほか別の6件について事前に報酬を受領しながら行政書士の業務を行わず、また事務所を閉鎖したまま新たな事務所を設けない等により、当該会員に対し「業務禁止」の厳しい県知事処分が下されました。

これを受け、長野県総務部長より本会宛に、会員に対する指導の徹底と再発防止対策の報告を求められています。（別紙プレスリリース及び総務部長通知を参照）

本件に関しては、当会綱紀委員会の報告を受けて平成24年4月2日に当該会員に対し「廃業勧告」を行ったところではありますが、弁護士法違反に加えて行政書士法違反も重なる重大な非行に該当し、極めて遺憾ながら本会の処分を上回る厳しい処分が下されたことについて、行政書士会として恐縮かつ厳粛に受け止めざるを得ません。

本会においては、今後は会員の倫理研修出席の義務化を検討するとともに、悪質な事案については廃業勧告にととまらず、県知事への措置請求も辞さない方向で臨み、会員の倫理を徹底していく構えです。

会員各位においては、行政書士法に規定される業務範囲を逸脱することなく、法的紛争性のある事件への不介入を徹底し、行政書士としての倫理徹底と品位保持に努め日々の業務に精勤されるよう綱紀粛正の念を持って通達します。

行政書士に対する行政処分を行いました

行政書士法第 14 条の規定により、下記のとおり行政処分を行いました。

1 被処分者

- (1) 氏名 青木 幸男
- (2) 行政書士名簿に登録されている事務所の所在地
上田市中央西 2 丁目 3 番 18 号 南澤テナントビル 2 階北
(※現在は当該登録地に事務所は所在していない)
- (3) 登録番号 第 07151564 号

2 処分の内容

業務の禁止

(根拠法令：行政書士法（昭和 26 年法律第 4 号。以下「法」という。）第 14 条第 3 号)

3 処分年月日

平成 24 年 12 月 4 日

4 処分の理由

- (1) 被処分者は、弁護士ではなく、かつ法定の除外事由がないにもかかわらず、2 件の事件について、報酬を得る目的で、法律事件に関する法律事務を取り扱った。この行為は、弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）第 72 条に違反するものと認められる。
- (2) 複数の案件について、被処分者に報酬を支払い、業務を依頼したが連絡がとれなくなったとの依頼者からの苦情が、長野県行政書士会に寄せられ、同会はこれらの事案の適正処理を求めたが、被処分者はこれを放置したまま依頼者や同会との連絡を絶っている。この行為は、行政書士に対する信用を著しく害する行為と認められ、法第 10 条の規定に違反する。
- (3) 平成 23 年 12 月に行政書士名簿に登録していた事務所を閉鎖し、その後も事務所を設置していない。このことは、法第 8 条第 1 項の規定に違反する。

【参考】業務禁止処分の効力について

○法第 2 条の 2(抜粋)

次の各号のいずれかに該当する者は、前条の規定にかかわらず、行政書士となる資格を有しない。

- 7 第 14 条の規定により業務の禁止の処分を受け、当該処分の日から 3 年を経過しない者

総務部 市町村課行政係
(課長) 小林利弘 (担当) 神原邦暢 神戸圭一郎
電話：026-235-7062 (直通)
026-232-0111 (代表) 内線 2104
FAX：026-232-2557
E-mail：s-gyosei@pref.nagano.lg.jp

「第23回 全国女性行政書士交流会 IN くまもと」に参加して

平成24年11月3日(土)、4日(日)、「交流会 IN くまもと」に、本県総勢6名も参加してきました。せっかくの熊本、なぜか観光も兼ねてということで、なんと3泊4日(5泊6日の人も?)もの日程で、勉強も、観光も十二分に有意義な日々を過ごしてきました。何よりも、交流会の講演会の2件が印象に残りました。

1つは、『「こうのとりのゆりかご」への思い』として、慈恵病院の田尻看護部長さんのお話です。皆様もご存じのように、「赤ちゃんポスト」の設置から今までの話です。もちろん、賛否両論ありでしょうが、印象に残ったのは、海外(特にドイツ)では、子供は「社会が育てはぐくむもの」との考えに対し、日本では、子供は「家族(家)が育てる」が主体になる、との考え方の相異点でした。その為、海外では施設から養子縁組をして養父母と生活できる。日本では養子縁組の率が非常に少ないということでした。西洋が全て良いという訳ではありませんが、子供にとって「何が幸せか」、「やはり、家族がいること」が幸せではないか、と思いました。その他、とても感動深い話が沢山ありました。



その2は、「活動報告～福島は今～」という報告で、福島県の行政書士根本正子会員が、現場からの実体験の話で、改めて、当時も今も大変ということを確認いたしました。



その他、懇親会では、熊本の様々なイベントを披露して下さり、とても盛り上がりました。その上、“くまモン”が登場し“くまモン体操”で更に盛り上がりました。そして、かつて参加の旧友たちと友好を深めました。

プラスαで、最強のツアーコンダクター兼ガイド、運転手(レンタカーを借りました)をして下さったM先生のおかげで、天草まで足を伸ばし、イルカウォッチング(イルカが沢山いました)、天草四郎天主堂等思い切り楽しみ、夜は温泉でおいしいお酒(?)とおいしい料理を堪能してきました。

交流会、出席してみませんか?

他県の先生達とお話できるのも、少し視野が広がるような気がします。

来年は埼玉県で7月に行われるようです。

平成24年12月10日

行政書士 宮原 恵子



行政書士試験報告

行政書士試験 松本会場からの報告 取材11月11日(日)

平成24年11月11日(日)に行政書士試験が行われました。申込者数985人の中、長野会場393人、松本会場294人、駒ヶ根会場89人の合計776人の受験者数。

松本会場は、大学の中にある構内の紅葉が真っ盛りで、素晴らしく美しかったです。

【松本会場】でのインタビュー

試験が終了してから、試験会場で話し合いをしていた男性3人にインタビューをしました。(住居は滋賀県、愛知県、長野県にいる友人同士で、30代位の男性でした。ランダムに伺ってみました)

1. とてもきれいな大学でこのような美しい場所で試験が受けられて良かったです。
2. 難しかったけれど、楽しかったです。
3. 他の国家試験に比べて試験監督員の対応が良かったです。
4. 一般教養が難しいと思いました。
5. 全体的にもっと勉強してこないと駄目であると感じました。
6. 試験時間が長くマーク式にしては試験時間が最長である。司法試験は確か、72問題で120分だと思いました。
7. 県職の上級を受けたが、その中で一番難しかったです。



美しい大学の構内



松本会場の案内掲示板



最後の打合せ

行政書士試験 駒ヶ根会場からの報告 取材11月11日(日)

平成24年11月11日(日)に行政書士試験が行われました。申込者数985人の中、長野会場393人、松本会場294人、駒ヶ根会場89人の合計776人の受験者数。

【駒ヶ根会場】

1. 試験を受けた動機 2. 受験してみたの感想(難しかった。簡単だった等) 3. 合格してからのことの3点を3人の方にインタビューをした。

【1】30代後半 男性

1. 今回、どのような試験か様子を見るために、受験してみました。
2. 試験を受けてみて、全体的に難しい印象を受けた。特に40字の記述が難しいと感じました。
3. 車関係の仕事に就職したいと考えているのでそのときに備えたい。

【2】20代後半 男性

2. 全体的に難しくなく、民法は簡単だった。一般常識はひねりのない素直な問題が多かった。手ごたえを感じました。
3. 他の士業の試験も受験しています。そちらとあわせて合格したら開業したい。

【3】40代 女性

1. 3. 現在建設関係の仕事に就いている。合格したらその中で資格を活かしたいと思い受験した。
2. 試験問題の作成者が変わりどのような問題がでるのか心配した。各専門学校が予想問題を出しているが、それと比較して難易度は簡単であったと思う。40字記述も簡単であった。

受験生の皆さま、お疲れさまでした。また、試験監督員の先生方、準備から運営まで大変にお疲れさまでした。



駒ヶ根会場



駒ヶ根会場の試験監督員

研修会報告

平成24年度法定業務研修会

広報部 細田 卓爾

平成24年10月24日(水)と25日(木)の2日間をかけて企画開発部主催の法定業務研修「行政書士の倫理と専門化責任」が行われました。参加者約23名で、合計4名の講師が担当し、日本行政書士連合会のテキストを使って2日間をかけて合計10時間のハードな内容でした。

我々行政書士の知名度が国民に浸透し、行政書士の地位が向上する一方で、専門家としての責任の重要性や行政書士として崇高な倫理観がさらに求められる時代になってきました。それを受けて1日目は専門家責任、職業倫理、我々が負担する責任の根拠など行政書士法も含めた内容の研修と、債務不履行責任、不法行為責任、代理など民法の知識の習得を行いました。特に代理、代行、委任、請負など普段我々が混同してしまいがちな概念もこの研修を通じてきちんと整理が出来ました。

2日目は、我々が普段身近に感じる法律ですが、研修会などほとんど扱われない刑法についての基礎知識の習得を行いました。実務上の研修などと違い、業務に直接的に結びつくわけではありませんでしたが、専門家としては刑事上の責任を負う可能性もあるため必ず知っておかなければならない概念や業務上注意すべき犯罪の各論などの知識の習得が出来ました。

最後に1時間の効果測定が行われ2日間のハードな研修が終了しました。



11月16日(金)に、長野県行政書士会館3階大会議室において、保健環境・風営部主催の「財務諸表に基づく経営分析」についての研修会が行われ、24人の会員が参加しました。講師は、同部会の篠原 朋夫先生(諏訪支部)でした。

配布された資料を使い、財務諸表の意義・見方など基礎の部分から詳しく説明していただきました。特に、長期的財務諸表の考え方については、利益を出す方法について新しい知識を得ることが出来ました。

長野県の産業廃棄物処理業・収集運搬業許可申請においては、過去3年分の「繰越損失」「経常損益」「債務超過」が基準に従い審査され、場合によっては「長期的財務計画書」や「中小企業診断士の作成した診断書」の添付が必要となります。最初に、高田副会長・清水部会長より『能力担保』の話をしていただきましたが、産廃関係の今後の更なる業務獲得に伴い、会計業務にも高い関連知識を持って挑まなくてはならないと感じました。

市民法務部による定期無料相談 IN 松本

県行政書士会・市民法務部主催の無料相談会が今回松本市の松本勤労者福祉センターで9月29日(土)午前9時30分～午後12時30分まで行われました。当日は長野支部より霧見信一副会長、佐久支部より井出浩一会員、飯田支部の木下茂会員が参加しました。相談件数は2件でした。松本支部からは市民法務部副部長の小野清仁会員が相談を受け、60歳代の女性の方からの相談で宅地の用途変更、廃棄物処理、登記の話へと発展し複雑な内容でした。小野会員も時間の許す限り丁寧にわかりやすく対応されていました。

上田での広報活動

広報部は、11月3日（土）に上田市で開催された“信州上田城けやき並木紅葉祭り”に於いて広報活動を行いました。広報部の理念である「行政書士の職域確保」「街の法律家としての自負」「会員への利益還元」を念頭に、上田支部（支部長 窪田建男先生）と合同でパンフレットを配布致しました。上田城は天正11年（1583）に真田幸村公の父・昌幸公によって築城されたお城で、徳川の大軍を二度にわたり退けた、戦国の名城でサクラの赤、モミジの深紅、イチョウの黄色などが鮮やかに上田城跡を彩ります。その上田城を舞台にした歴史イベントが毎年開催されています。



上田城の紅葉

信州真田鉄砲隊による砲術披露も行われました。当日はお天気に恵まれ、お祭りは賑やかに行き交う人も笑顔で、屋台も行列が出来るほどに混雑しておりました。その中でパンフレット配布でしたが、上田の方はとても優しく、私達の配るパンフレットを、にこにこしながら受け取って頂き地域が柔らかく暮らしやすい土地柄であるとの印象でした。

地元の新聞社である東信ジャーナルに取材を受け、記事にして頂く事が出来、少しでも行政書士がどのような仕事をしているのか認知して頂ければありがたい事だと思い、これからも、広報活動をしっかり行って県民の方に知って頂く方向で進んで行きたいと思っています。

お忙しい中広報活動に参加して頂いた上田支部の先生方、本当にありがとうございました。

東信ジャーナル 2012年11月10日（土曜日）



長野県行政書士会
行政書士の
役割PR
上田城跡公園広場
長野県行政書士会
（山崎隆二会長）の広報
部（小口敬子部長）は
このほど、行政書士の
仕事への理解を広める
ため毎年県下2カ所
PRを行っている。

ためのPRを上田城跡公園芝生広場で、上田城けやき並木紅葉まつりに合わせて行った。県下1000人の行政書士でつくる同会の広報部は、農地転用や車庫証明、成年後見、外国人在留申請など行政書類約3000の作成代行など行政書士の仕事を一般に周知するため毎年県下2カ所で行っている。今年飯田市と上田市での開催を決めており、上田の会場調整などは窪田建男上田支部長が行った。小口部長や佐久支部長でもある佐藤勉同会副会長（小諸市）ら、広報部7人が参加し、業務内容を知らせてもらうパンフレットなど500セット



広報活動の様子

を配った【写真】。小口部長（64）は「行政書士の日の2月22日は県下全域に広報してほしい」と話した。



飯田支部での広報活動のご報告

広報部 田嶋 亜 弥

8月に行われた飯田りんご祭りでの広報活動に続き、10月1日～13日の約2週間、飯田 FM にて、行政書士会の PR 及び 10月14日（日）に行われた飯田支部無料相談会の PR を放送しました。

9月より、入念に局の担当者の方と協議をし、今回はサラリーマン世代をターゲットとし、平日の朝の通勤時間帯（7時30分頃～）と帰宅時間帯（17時30分頃～）、及び休日の昼間の時間帯（10時頃～）に的を絞って放送することになりました。

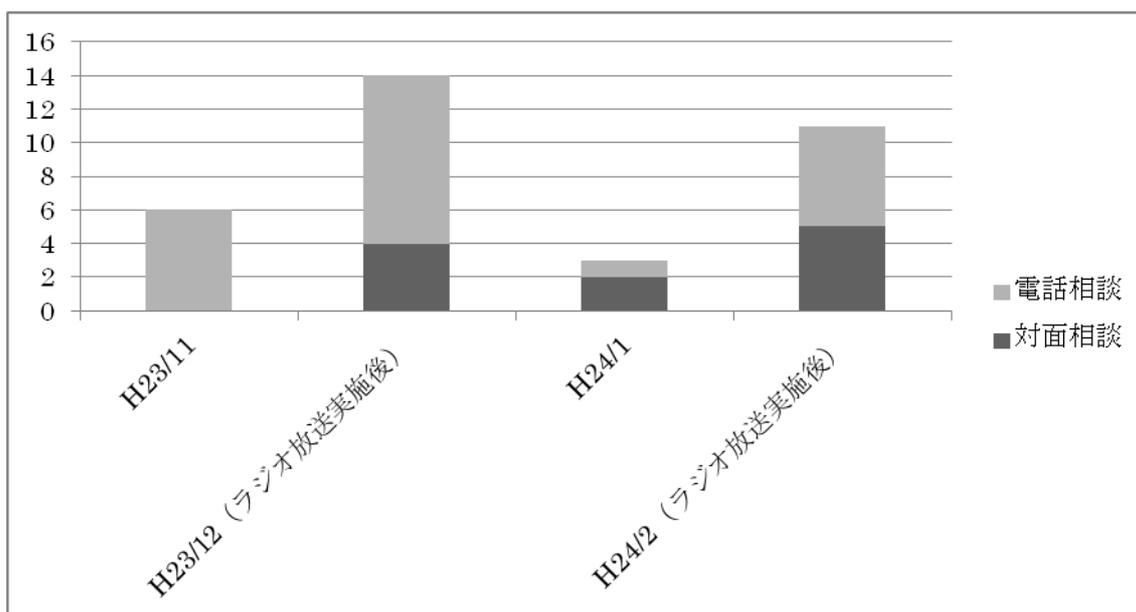
FM 飯田の方には、何度も原稿の訂正に応じていただいたり、実際に録音したものを試聴させていただいたりと大変熱心に対応していただきました。

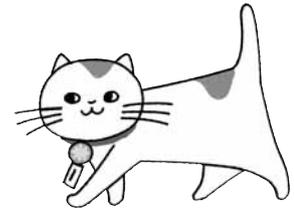
無事に、約2週間の FM 飯田ラジオでの広報活動を終了したことをご報告致します。

昨年度、FM 善光寺と FM 佐久平を通して、平成 23 年 12 月及び 24 年 2 月の市民法務部主催の無料相談会の PR を行った結果、前後の月（H23 年 11 月→6 件、H24 年 1 月→3 件）に比べて 23 年 12 月が 14 件、24 年 2 月が 11 件と相談件数が増加し、いくらかの貢献ができたものと自負しています。これらラジオを媒体とした広報活動に手ごたえを感じた所です。（表 1 参照）

地方ラジオ局のような地域に根付いている広告媒体を活用し、これからも多くの方に行政書士の業務内容や相談会日程などを PR していく必要があると思います。

表 1（H23 年 11 月～H24 年 2 月の無料相談会相談件数の推移）





法律知識の勘違い！ season3

最近「成年後見制度」も各市町村からの要請もあり以前よりは知れ渡ってきました。しかしながら、この制度・・・まだまだ十分に正確な知識が広まっているとは言えません。特に成年後見制度は、われわれ行政書士としても相続や遺産分割、遺言関係業務に影響してくる分野でもあります。だからこそ、これら周辺業務の正確な知識と細心な注意が必要です。

そこで、今回は、判断能力が十分でない場合における「遺言書」の作成について、思い込みや勘違いしやすい話題を取り上げたいと思います。

==== 企画開発部長 荻原 政吉

Season3： 「認知症の母は遺言ができない？」の勘違い

まずは、成年被後見人は遺言をすることができるのでしょうか？と聞かれると「いいえ」と思いがちです。なぜでしょう？

成年被後見人は「精神上的の障害により事理を弁識する能力（判断能力）を欠く常況にある者」で「家庭裁判所から後見開始の審判を受けた者」（民法第7条）を言います。なので、常に判断能力がない状態⇒だから法律行為である遺言をしたとしてもそれは（効力が無い）無効だ…と。

実は、成年被後見人は遺言ができない様にも思えますが要件を整えば遺言ができます。

民法第973条

成年被後見人が事理を弁識する能力を一時回復した時において遺言をするには、医師二人以上の立会いがなければならない。

2 遺言に立ち会った医師は、遺言者が遺言をする時において精神上的の障害により事理を弁識する能力を欠く状態になかった旨を遺言書に付記して、これに署名し、印を押さなければならない。ただし、秘密証書による遺言にあっては、その封紙にその旨の記載をし、署名し、印を押さなければならない。

つまり、成年被後見人であっても一時的に能力が回復することがある場合には一定の条件のもと遺言ができることとなります。成年被後見人の「遺言」できる場合です。

認知症のお母さんを成年被後見人として、家庭裁判所へ申立てをして審判をうければ上記条件のもとであれば「遺言」をすることができます。

ただし、認知症というだけで、まだ家庭裁判所から後見開始の審判を受けていない場合ですと・・・その遺言が有効か？無効か？との判断が難しくなります。

しかしながら

「遺言」の趣旨は本人の生前の最終的な意思を尊重させようとする制度ですので、民法では、出来る限り本人の意思を制限しないようにしています。制限行為能力者であっても被保佐人や被補助人は、保佐人や補助人の同意を得ずに遺言を単独ですることができるとしています。また、未成年者であっても15歳に達すれば単独で遺言を行なうことができるとしています。

このように考えると、単に「認知症」だからと言って「遺言」ができないとされたら本人の最終的な意思が尊重されないことになってしまいます。そこで、認知症といえども法律上の意思能力「遺言能力」(民法第963条)が全くないわけではありませんので、意思能力があるか?ないか?は本人の現在の状況を具体的に検討していくことになります。

認知症の場合には、その状態や程度が問題となります。意思能力の有無は波があるのも確かです。意思能力を正常に復している時もありますし、そうでない時もあります。もちろん正常に復している時であれば遺言をなし得ます。重要な点は①認知症の程度は?②遺言書作成時の状況は?③遺言するに至った理由や経緯は?④遺言内容は?等を総合的に評価し判断することが必要になってくるということです。

遺言が有効か無効か?訴訟になった場合には知能評価スケールテスト等を含めた医師の診断書類や遺言者の周囲の証言などから判断されるようです。

いずれにしても、認知症などの場合であっても「遺言」することは可能です。但し、後に争いになった場合には先の意思能力「遺言能力」が問題となってきます。我々は、様々な面を熟慮して後に争いの起きない「遺言書」にしておく必要があります。

今回の勘違い・・・

「認知症」であっても正常な意思能力に回復していれば、遺言はできます。

遺言書を作成したお母さんの意思(思い)を相続人がどう考えるか?
ここが一番大切なところなのですが。。

プラスα そして「無効」の勘違い

成年後見制度は「行為能力が制限される者(制限行為能力者)」に保護者を付けて能力不足を補う制度であります。では制限行為能力者とは?未成年者・成年被後見人・被保佐人・被補助人を言います。成年被後見人が単独で行った法律行為は原則「取消す」ことができるとしています(民法第9条)

そうです「有効・無効」ではなくて、制限行為能力者である成年被後見人のした法律行為は「取消す」ことができる行為になります。

つまり、初めから(法的)効力を認めない(＝無効)とした訳ではなく「取消される」までは有効に扱い、「取消す」ことによって初めに遡って効力を失わせるという事です。

しかしながら・・・遺言では民法第962条がありますので、ここで改めてご確認を。。

お知らせ

行政書士無料相談について

監 察 部

行政書士制度広報月間（10月1日から31日）行事の一つとして、行政書士による対面無料相談を各支部で開催し、行政手続等の相談に応じました。無料相談開催の状況、内容別相談件数は、次のとおりです。

支部	開催日時	開催会場	無料相談の内容・件数											合計		
			遺言相続	各種契約	定款内容証明等	不動産関係	戸籍関係	建設風営	法人設立	農地転用	自動車関係	入管関係	土地開発		その他	
佐久	10月13日(土) 10:00~15:00	イオン佐久平ショッピングセンター2F イベントホール	34	1		3	1		2	1					14	56
上田	10月27日(土) 10:00~16:00	上田市中央公民館 東御市東部人権啓発センター 長瀬市民センター	5				1		1	2		2			6	17
諏訪	10月13日(土) 10:00~16:00	諏訪市公民館	8			1						1			3	13
伊那	10月21日(日) 10:00~15:00	伊那市立伊那図書館視聴覚室 駒ヶ根市駅前アルパ3F小会議室	5			1			1						3	10
飯田	10月14日(日) 10:00~15:00	アピタ飯田店	8		2						1					11
松本	10月21日(日) 10:00~16:00	イオン南松本店東側出入口フードコート奥 塩尻市民交流センター（えんぱーく） ほりがね物産センター道の駅情報交流室 白馬村保健福祉ふれあいセンター2F 福祉相談室 木曾勤労者福祉センター2F大会議室	15	1		2					1				19	38
長野	10月20日(土) 10:00~16:00 10月3日(水) 13:30~16:00 10月9日(火) 9:30~12:00 10月19日(金) 13:00~16:00 10月25日(木) 13:30~16:00	長野県行政書士会館2F もんぜんぷら座 東長野いこいの家 かがやきひろば柳町 かがやきひろば湯福	15												7	22
北信	10月13日(土) 10:00~16:00	中野市民会館45号室	1	1								1			2	5
合 計			91	3	2	7	2	0	4	5	1	3	0	54	172	

行政書士電話相談について

行政書士制度広報月間（10月1日から31日）の一環として、「行政書士電話相談」を10月5日（金）、6日（土）、7日（日）に長野県行政書士会館で実施いたしました。

相談件数と相談内容は次のとおりです。

相談件数 14件

【内訳 相続関係8件、クレジット関係1件、ナンバー変更1件、土地売買関係1件、離婚関係1件、永住許可1件、その他1件】

行政書士法制定60周年記念DVDの注文

行政書士のPR用DVDの注文を受け付けます。地域の福祉活動に又ご自分の職域の確保に、「相続」が「争族」にならないようにとわかり易い内容となっています。

申し込みは、1部1,000円、送料は別となります。

(FAX 026-224-1305)



1部 1,000円
(送料 別)

----- 申 込 書 -----

_____ 支 部 _____

氏 名 _____

_____ 部購入 (送料は自己負担) _____

行政書士PR用パンフレットの注文

行政書士のPR用パンフレットの注文を受け付けています。名刺と共に、又名刺代わりにご活用頂きたいと思えます。申し込みは、100部単位で、1部は15円とします。(FAX 026-224-1305)

----- 申 込 書 -----

_____ 支 部 _____

氏 名 _____

_____ 部購入 (送料は自己負担) _____



幹 旋 物 一 覧 表

品 名	価 格	備 考
書 類 作 成 印	2,600円	
行 政 書 士 徽 章 (ネジ)	2,550円	送料実費
行 政 書 士 徽 章 (タイタック)	2,550円	〃
事 件 簿 用 紙	300円	〃
領 収 書	700円	〃
戸 籍 謄 本 等 職 務 上 請 求 書 (新様式・A4版)	800円	「購入申込書」と「誓約書」で注文願います。送料実費
自 然 公 園 法 の 手 引	1,000円	〃
新 会 社 法 パ ー ト 2 (H18. 8. 11)	1,500円	〃

会 議 報 告

正副会長会

- 1 と き 平成24年10月10日(水)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 山崎会長、高田、靄見、坂本、
佐藤各副会長
- 4 会議事項
 - (1) 選挙管理委員の承認について
 - (2) 綱紀案件について
 - (3) 県からの調査依頼について
 - (4) 県本会の組織再編案について
 - (5) 関東地方協議会連絡会について
 - (6) 行政書士試験・試験説明会について
 - (7) その他

運輸交通部会

- 1 と き 平成24年10月12日(金)
- 2 と ころ 松本市、松本勤労者福祉センター
- 3 出 席 者 坂本副会長、吉沢部長、北原、
昼神各部長
- 4 会議事項
 - (1) 運輸交通部会の事業経過について
 - (2) 研修会開催内容の確認について
 - (3) 自販連との交流会について
 - (4) 年度末までの予定について

運輸交通部研修会

- 1 と き 平成24年10月12日(金)
- 2 と ころ 松本市、松本勤労者福祉センター
- 3 出 席 者 坂本副会長、吉沢部長、北原、
昼神各部長、会員16名
- 4 研修内容・講師
運輸支局派遣経験者による実務研修
講師：山崎会長、片桐、松島、茂住各会員

一日合同行政相談

- 1 と き 平成24年10月12日(金)

- 2 と ころ 上田市、上田駅前ビル「パレオ」
- 3 出 席 者 高井、佐々木各上田支部会員

平成24年度全国研修<10月期>

- 1 と き 平成24年10月17日(水)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 森本部長、会員5名
- 4 プログラム (敬称略)

時 限	講 義 内 容
第1時限	<電子申請推進委員会分野> 「より身近な電子行政を目指して」 —利用者本位の行政手続・サービスの実現— 総務省行政管理局 情報システム企画課 調査官 齋藤壽男
第2時限	<電子申請推進委員会分野> 「自治体業務の電子化と地域経営」 株式会社三菱総合研究所 情報通信政策研究本部長 中村秀治
第3時限	<電子申請推進委員会分野> 「マイナンバーと国民生活」 総務省行政管理局 電子政府研究官 中井川禎彦

一日合同行政相談

- 1 と き 平成24年10月17日(水)
- 2 と ころ 伊那市、伊那市役所
- 3 出 席 者 大槻、赤羽各伊那支部会員

行政書士試験実施に係る打ち合わせ会議

- 1 と き 平成24年10月19日(金)
- 2 と ころ 長野市、サンパルテ山王
- 3 出 席 者 山崎会長、高田、坂本、佐藤各会
場責任者、各試験監督員、各試験
本部長
- 4 会議事項
 - (1) 平成24年度行政書士試験合同会議
 - (2) 平成24年度行政書士試験会場別会議
 - (3) その他

理事会

- 1 と き 平成24年10月19日(金)
- 2 ところ 長野市、サンパルテ山王
- 3 出席者 山崎会長、高田、靄見、坂本、佐藤各副会長、荻原、小林、林、小口、河西、吉田、清水、吉沢、土屋、深澤、小野、和田、山本(準)、山本(金)各理事、大概、田中、小林各監事

4 会議事項

- (1) 選挙管理委員の承認について
- (2) 綱紀案件について
- (3) 県本会の組織再編案について
- (4) その他

5 報告事項

- (1) 日行連関係について
- (2) 関東地方協議会連絡会について
- (3) 行政書士試験について
- (4) 国土交通省の補助事業について
- (5) 職務上請求書の差し替えについて
- (6) 平成24年度事業の推進状況及び計画について
- (7) 今後の日程について
- (8) その他

市民法務部「民法講座」

- 1 と き 平成24年10月20日(土)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 靄見副会長、山本部長、小野副部長、井出、二瓶各部員、会員25名
- 4 講師：信州大学法科大学院 後藤教授

「平成24年度行政書士制度広報月間」等における法務省東京入国管理局後援による外国人を対象とした無料相談会

- 1 と き 平成24年10月23日(火)
- 2 ところ 東京都、法務省東京入国管理局本庁舎1階
- 3 出席者 吉田国際副部長

法定業務研修会

- 1 と き 平成24年10月24日(水)、25日(木)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 山崎会長、佐藤副会長、荻原部長、香山副部長、西澤部員、会員23名

4 研修内容

【第1日目】

1時限目	10:10～11:10	第1章 専門家としての行政書士
2時限目	11:10～12:10	第2章 責任の根拠と態様 第1節 行政書士が負担する責任 ～第3節 債務不履行責任
3時限目	13:00～14:00	第4節 不法行為～第6節 特殊的不法行為
4時限目	14:00～15:00	第3章 代理、代行における専門家責任 第1節 代理・委任制度の意義～ 第5節 受託者としての行政書士の義務
5時限目	15:00～16:00	第6節 行政書士法改正～第9節 契約の終了
6時限目	16:00～17:00	第4章 依頼者に対する責任～第5章 行政に関する責任

【第2日目】

7時限目	10:00～11:00	第6章 刑法上の責任 その1 刑法総論 第1節 刑法の機能～第2節 刑法の基本原則
8時限目	11:00～12:00	第3節 犯罪の成立要件
9時限目	13:00～14:00	第7章 刑法上の責任 その2 刑法各論
10時限目	14:00～15:00	第8章 行政書士倫理
11時限目	15:00～16:00	効果測定

賃貸住宅の敷金返還・原状回復等に関する無料相談会

- 1 と き 平成24年10月25日(木)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 田嶋ADR手続実施者、諸野協ADR特別委員
- 4 相談件数 1件

□無料相談会

- 1 と き 平成24年10月27日(土)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 鷲見副会長、井出、二瓶、木下各
部員
- 4 相談件数 4件(内訳対面相談0件・電話相
談4件)

□「上田城けやき並木紅葉まつり」 広報活動

- 1 と き 平成24年11月3日(土)
- 2 ところ 上田市、上田城址公園
- 3 出席者 佐藤副会長、小口部長、高見澤副
部長、田嶋、細田、大野各部員

□パソコン・図面活用研修会

- 1 と き 平成24年11月8日(木)
- 2 ところ 松本市、まつもと情報創造館
- 3 出席者 坂本副会長、河西部長、若林副部
長、香坂、石川、諸野脇各部員、
会員11名
- 4 研修内容・講師
(1) 配置図・平面図・地形図の見方
(2) ワードによる現況写真報告書の作成
(3) PDFの閲覧、作成、書き込み(申請書の作
成)
講師：農林建設部 香坂、石川、諸野脇各部員

□運輸交通部研修会

- 1 と き 平成24年11月14日(水)
- 2 ところ 上田市、パレオ
- 3 出席者 坂本副会長、吉沢部長、田中副部
長、昼神部員、会員15名
- 4 研修内容・講師
OSS導入に向けての動き・特別な申請とポ
イント
講師：国土交通省北陸信越運輸局長野運輸支
局
大田 尊博・前島 克至各運輸企画専門
官(自動車登録官)

運輸支局派遣経験者による実務研修
講師：吉川、小山各会員

□選挙管理委員会

- 1 と き 平成24年11月16日(金)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 茨木委員長、宮原副委員長、
久保田、矢崎、春日、昼神、
小畑、松村各委員
- 4 会議事項
(1) 委嘱状交付
(2) 役員選出
(3) 行政書士会会長選任規則について
(4) 前回会長選挙について
(5) 平成25年5月の会長選挙について
(6) その他

□保健環境・風営部研修会

- 1 と き 平成24年11月16日(金)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 高田副会長、清水部長、和田副部
長、中山、篠原各部員、会員19名
- 4 研修内容・講師
産業廃棄物収集運搬業・処分業許可申請等の添
付書類である「長期的財務計画書」等の作成に
伴う「財務諸表に基づく経営分析」「経営診断
書作成の実務」の総論
講師：本会保健環境・風営部 篠原朋夫 部員

□法定業務効果測定採点

- 1 と き 平成24年11月16日(金)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 佐藤副会長、荻原部長

□交通事故実務者意見交換会

- 1 と き 平成24年11月19日(月)
- 2 ところ 東京都、フォーラムエイト
- 3 出席者 吉沢部長、大野支部運輸交通部会
長

□国際部研修会

- 1 と き 平成24年11月19日(月)
- 2 ところ 諏訪市、諏訪市公民館
- 3 出席者 吉田副部長、赤羽、三浦各部員、
会員10名
- 4 研修内容・講師
新規申請取次事務研修会の効果測定対策
講師：国際部 吉田副部長、赤羽、三浦各部員

□長野銀行との懇談会

- 1 と き 平成24年11月20日(火)
- 2 ところ 松本市、長野銀行本店
- 3 出席者 山崎会長、高田、霧見、坂本、
佐藤各副会長、田中監事

□総務部会

- 1 と き 平成24年11月20日(火)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 山崎会長、山本部長、竹前副部
長、山寄、日野、関、土屋各部員
- 4 会議事項
(1) 組織再編に伴う規則改正について
(2) 会長選任規則の改正について
(3) その他

□平成24年度全国研修<11月期>

- 1 と き 平成24年11月20日(火)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 西澤部員、会員8名
- 4 プログラム (敬称略)

時 限	講 義 内 容
第1時限	<第一業務部 警察・環境部門> 「特別管理廃棄物の収集運搬制度について」 ・環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対 策部 産業廃棄物課 適正処理・不法投 棄対策室 特別廃棄物調査係 岩川 誠 規制係 武田和彦
第2時限	<第二業務部 権利義務・事実証明部門> 「改正 NPO 法と行政書士業務について」 ・特定非営利活動法人 シーズ・市民活動を支える制度をつくる 会 関口宏聡

□一日合同行政相談

- 1 と き 平成24年11月21日(水)
- 2 ところ 飯田市、飯田文化会館
- 3 出席者 下井、宮下各会員

□日行連関地協連絡会議

- 1 と き 平成24年11月21日(水)、22日(木)
- 2 ところ さいたま市、大宮ソニックシティ
- 3 出席者 山崎会長、高田、霧見、坂本、
佐藤各副会長、山本市民法務部
長、深澤 ADR 特別委員長

□全国法規監察担当者会議

- 1 と き 平成24年11月21日(水)、22日(木)
- 2 ところ 東京都、行政書士会館
- 3 出席者 山本総務部長、小林監察部長

□賃貸住宅の敷金返還・原状回復 等に関する無料相談会

- 1 と き 平成24年11月22日(木)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 日野、宮原各ADR 手続実施者、
荻原 ADR 特別委員
- 4 相談件数 0 件

□市民法務部「民法講座」

- 1 と き 平成24年11月24日(土)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 霧見副会長、山本部長、小野副部
長、二瓶、木下各部員、会員21名
- 4 講師：信州大学法科大学院 後藤教授

□長野県自動車販売店協会との懇 談会

- 1 と き 平成24年11月26日(月)
- 2 ところ 長野市、ホテルメトロポリタン長
野
- 3 出席者 自販連役員、本会正副会長、運輸
交通部長、同副部長、同部員

□「平成24年度行政書士制度広報月間」等における法務省東京入国管理局後援による外国人を対象とした無料相談会

- 1 と き 平成24年11月27日(火)
- 2 と ころ 東京都、法務省東京入国管理局本庁舎1階
- 3 出席者 霧見副会長

□国際部研修会

- 1 と き 平成24年11月29日(木)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 霧見副会長、林部長、田中部員、会員5名
- 4 研修内容・講師
新規申請取次事務研修会の効果測定対策
講師：国際部 霧見副会長、林部長、田中部員

□平成24年度特別研修＜行政不服審査法＞

- 1 と き 平成24年11月30日(金)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 荻原部長、会員8名
- 4 プログラム (敬称略)

時 限	講 義 内 容
第1時限	「行政不服審査法①」 政策研究大学院大学教授 福井秀夫
第2時限	「行政不服審査法②」 学習院大学法学部教授 櫻井敬子

□日行連関地協・東京会共催「入管実務研修会」

- 1 と き 平成24年11月30日(金)
- 2 と ころ 東京都、合同相談センター
- 3 出席者 吉田副部長、赤羽、三浦各部長

□総務部会

- 1 と き 平成24年12月4日(火)
- 2 と ころ 松本市、深志荘
- 3 出席者 山崎会長、山本部長、竹前副部

長、日野、関、土屋各部長

- 4 会議事項
(1) 賀詞交歓会について
(2) その他

□運輸交通部会

- 1 と き 平成24年12月4日(火)
- 2 と ころ 松本市、深志荘
- 3 出席者 坂本副会長、吉沢部長、北原、昼神各部長
- 4 会議事項
(1) 日行連交通事故業務意見交換会について
(2) 運輸交通部研修会について
(3) 長野運輸支局受託業務について
(4) 行政書士会自販連連絡協議会について
(5) 運輸交通部の今後の活動方針等について
(6) その他

□広報部会

- 1 と き 平成24年12月4日(火)
- 2 と ころ 松本市、深志荘
- 3 出席者 佐藤副会長、小口部長、高見澤副部長、田嶋、細田、蟹澤、大野各部長
- 4 会議事項
(1) 会報118号について
(2) フェスティバルについて
(3) ホームページについて
(4) その他

□ADR 特別委員会

- 1 と き 平成24年12月4日(火)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 深澤委員長、赤羽副委員長、荻原、諸野脇、小林各委員
- 4 会議事項
(1) ADR 手続実施者養成研修と上級者研修の内容、講師分担、考査について
(2) 国交省補助相談事業のPR方法について
(3) その他

□企画開発部会

- 1 と き 平成24年12月7日(金)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 佐藤副会長、荻原部長、香山副部長、森本、臼井、西澤各部長
- 4 会議事項
 - (1) 平成24年度新規登録者必須研修会について
 - (2) 法定業務研修について
 - (3) その他

□平成24年度全国研修<12月期>

- 1 と き 平成24年12月7日(金)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 佐藤副会長、荻原部長、森本、臼井各部長、会員7名
- 4 プログラム (敬称略)

時 限	講 義 ・ 概 要
第1時限	<第三業務部 国際部門> 「国際私法〈総論〉」 早稲田大学大学院法務研究科 教授 道垣内正人
第2時限	<第三業務部 国際部門> 「国際私法〈各論〉」 早稲田大学大学院法務研究科 教授 道垣内正人

□長野県信用農業協同組合連合会 訪問

- 1 と き 平成24年12月14日(金)
- 2 ところ 長野市、JA 県信連
- 3 出席者 山崎会長、高田、霧見、坂本、佐藤各副会長

□正副会長会

- 1 と き 平成24年12月14日(金)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 山崎会長、高田、霧見、坂本、佐藤各副会長
- 4 会議事項
 - (1) 理事会について
 - (2) 賀詞交歓会について
 - (3) 関東地方協議会賀詞交歓会訪問予定について

て

□中間監査

- 1 と き 平成24年12月14日(金)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 大槻、田中、小林各監事、山崎会長、山本総務部長、和田政盟会長
- 4 監査執行状況

平成24年4月1日から11月30日までの業務推進状況及び、一般会計、幹旋物特別会計の収入・支出状況について、並びに長野県行政書士政治連盟の収入・支出状況について、関係帳簿、証拠書類、預金通帳等により監査が行われた。

監査結果については、12月17日(月)開催の理事会及び幹事会で監事から適正に処理されている旨報告がなされた。

□理事会

- 1 と き 平成24年12月17日(月)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 山崎会長、高田、霧見、坂本、佐藤各副会長、荻原、林、小口、河西、吉田、二瓶、清水、吉沢、土屋、深澤、小野、和田、山本(準)、山本(金)各理事、大槻、田中、小林各監事

- 4 会議事項
 - (1) 平成25年新年賀詞交歓会について
 - (2) 組織再編について
 - (3) 長野県行政書士会会則及び長野県行政書士会会長選任規則の改正について
- 5 報告事項
 - (1) 平成24年度収入支出状況について
 - (2) 会費の納入状況について
 - (3) 広報月間の結果について
 - (4) 各部(委員会)からの重点項目報告
 - (5) 今後の主な日程について
 - (6) その他

□「平成24年度行政書士制度広報月間」等における法務省東京入国管理局後援による外国人を対象とした無料相談会

- 1 と き 平成24年12月18日(火)
- 2 と ころ 東京都、法務省東京入国管理局本庁舎1階
- 3 出席者 吉田国際副部長

□無料相談会

- 1 と き 平成24年12月19日(水)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 山本部長、小野副部長、井出、木下各部員
- 4 相談件数 1件(内訳対面相談0件・電話相談1件)

□市民法務部「民法講座」

- 1 と き 平成24年12月22日(土)
- 2 と ころ 松本市、松本勤労者福祉センター
- 3 出席者 山崎会長、霧見副会長、山本部長、小野副部長、井出、二瓶、木下各部員、会員18名
- 4 講師：信州大学法科大学院 後藤教授

□農林建設部会

- 1 と き 平成24年12月25日(火)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 坂本副会長、河西部長、若林副部長、香坂、石川、諸野脇各部員
- 4 会議事項
 - (1) 農政部・建設部へ訪問するための打ち合わせ
 - (2) その他

□賃貸住宅の敷金返還・原状回復等に関する無料相談会

- 1 と き 平成24年12月26日(水)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 若林・日野各ADR手続実施者、

深澤 ADR 特別委員長

- 4 相談件数 3件

□関東地方社会保険未加入対策推進協議会長野県ワーキンググループ

- 1 と き 平成24年12月26日(水)
- 2 と ころ 長野市、長野合同庁舎
- 3 出席者 坂本副会長

□東京会新年賀詞交歓会

- 1 と き 平成25年1月10日(木)
- 2 と ころ 東京都、京王プラザホテル
- 3 出席者 山崎会長

□栃木会新年賀詞交歓会

- 1 と き 平成25年1月11日(金)
- 2 と ころ 宇都宮市、ホテル東日本宇都宮
- 3 出席者 霧見副会長

□南県町新年祝賀会

- 1 と き 平成25年1月11日(金)
- 2 と ころ 長野市、ホテル国際21
- 3 出席者 山本総務部長

□埼玉会新年賀詞交歓会

- 1 と き 平成25年1月11日(金)
- 2 と ころ さいたま市、浦和ロイヤルパインズ
- 3 出席者 佐藤副会長

□新潟会新年賀詞交歓会

- 1 と き 平成25年1月11日(金)
- 2 と ころ 新潟市、ホテル日航新潟
- 3 出席者 高田副会長

□千葉会新年賀詞交歓会

- 1 と き 平成25年1月12日(土)
- 2 と ころ 千葉市、三井ガーデンホテル千葉
- 3 出席者 坂本副会長



支部だより

上田支部親睦マレットゴルフ大会

平成24年10月13日（土）、秋空が爽やかな『サングリーン菅平マレットゴルフ場』にて、毎年恒例の上田支部親睦マレットゴルフ大会が開催されました。

会員とご家族にもご参加いただき、今年には15名の参加者で、和気あいあい、時には真剣勝負! はたまた珍プレー好プレーありの楽しい一日となりました。



菅平高原の朝の清涼な空気に思わず深呼吸。



あらっ？ボールの行方が気になります。



OBに気をつけて慎重にそして豪快に！



優勝の土屋会員とBB賞の宮原会員。
満面の笑顔を見せてくださいました。

成績は、

優勝：土屋勝浩会員

準優勝：高見沢恒雄会員

第三位：窪田建男会員

上位の方もそうでない方も、皆さんプレー後のビールがとても美味しそうでした。

また来年の開催をお楽しみに！



支部だより

飯田建設事務所 窓口規制板 設置報告（経過と結果）

飯田支部 建設部長 森本 幸登

12月12日（水）、飯田支部 清水博支部長とともに、飯田建設事務所総務課に、建設関係の申請における窓口規制板の設置と挨拶に伺いました。

これは、8月に開催された「支部農地・建設部会長会議」においても話題として取り上げられた、非行政書士排除の一環としての行動でもあり、また、当飯田支部建設部の事業として本年度計画していた内容でもあります。

昨今コンサルタントと称して代行申請をしていた、あるいは、無資格者が横行しているという情報がある中で、我々の職域確保という点はもちろんのこと、行政書士法の遵守という点において看過できない問題であります。これを未然に防ぐという点でも、何らかのアクションを起こす必要があると考えました。実は飯田支部においては、飯田警察署（車庫証明窓口）や飯田市農業委員会等において既に規制板を設置した実績があります。今回も飯田建設事務所をお願いを文書等でさせていただき、今回の設置が実現しました。

また、今回新たなる試みとして、文言の中に「窓口において、身分証等の提示を求めるともあります」という文言を入れさせていただきました。これにより、非行政書士へのプレッシャーを与えることができ、排除につながるのではと考えております。

今後においても建設業申請窓口にかかる関係諸団体、また他の部門にもお願いし、順次設置できればと思っております。



清水支部長・森本建設部長

飯田建設事務所総務課担当者



支部だより

長野支部会員交流会「講演会」開催

11月13日 3時から行政書士会館 3階会議室に於いて開催
講演会の講師には、アフリカ、中東問題のスペシャリストで千曲市出身のジャーナリストの松本仁一氏をお招きした。

演題は「アフリカを食べる」。アフリカに赴任して取材を続ける日々の中で、「ヤギの血」を飲むアフリカの人々に接して、「なぜ？」と疑問を持つ。食べるという命に直結している行動と内容から、アフリカの人々の生活、国民性を考えていく。ヤギの血は、蛋白源の乏しい砂漠の中で、草を食べているヤギの血はビタミンを豊富に含んでいる。生きていくのに不可欠な栄養を摂れるという砂漠の人々の知恵だ。



砂漠で農作などと考えたら死んでしまうぞという警告を含んだ生活の知恵。また砂漠の狩猟民族は、定住しない。市場で隣の男とどんな大喧嘩になっても、次の日には違う場所に移動するので、我慢する必要がなく、対人関係に我慢がない。日本は農耕民族、一か所に定住し稲をつくる。稲を刈る時は人手がいる。隣近所と諍いがあっても守る土地があるのでおいそれと他所へ行く事ができない。対人関係も「なあなあ」で我慢の限りをつくし我慢強くなる。狩猟民族は一神教。だが農耕民族は作物が実るまでにたくさんの神様が必要になる。川の神様、山の神様、田んぼの神様 etc. 宗教の思想が違ってくる。イスラム教ではなぜ豚を食べないのか。豚は雑食で人間と同じものを食べる。イスラム圏では豚を飼育すると人間の食物がなくなってしまうので豚を食べるなど戒律で禁じた。農耕民族は対人関係に我慢強い。だが現在日本の農業従事者は、比率が昔と逆転している。農業人口が少なくなりつつある現在、サラリーマンの多い日本人の将来どうなっていくのだろうか。と疑問を投げかけて講演は終了した。活発な質問が出て、それにも丁寧な答え、後の懇親会でも出席者と時間を忘れて話し合っていた。



日本経済再生に期待

長野県行政書士政治連盟

会長 和田 英幸

新年あけましておめでとうございます。

会員各位におかれましては、清々しい新年をお迎えになられたことと心からお慶び申し上げます。また、日頃は、長野県行政書士政治連盟の活動に対して多大なご支援をいただいております事を心から感謝申し上げます。

さて、昨年を振り返りますと、復興と原発問題を起点に震災後の日本をどう取り戻していくのかが問われた年でした。そして、デフレ状況下での経済不況からの脱却や原発などの環境問題、教育問題、更には、中国・韓国・ロシアなど近隣諸国との領土問題など様々な重要課題が山積した年でした。

一方、「ロンドンオリンピック」で日本選手団が過去最多のメダルを獲得した活躍は、明るい話題でした。金メダルを獲得したボクシング男子ミドル級の村田諒太選手は、「努力したからって必ず報われるわけではない。でも、努力しないと報われない。苦しい時こそ前に出る」という高校時代の恩師の言葉を胸に、ひるむことなくボディを狙う戦法で攻めきりました。全般に日本選手の特徴は、団結力、技術力、美しさ、フェアプレイ、礼儀正しさ、などでありましたが、日本の若者が自信を失いつつあった日本全体に明るいニュースを届けてくれました。そして、日本人の底力を世界に見せつけてくれました。

また、先日の「衆議院議員選挙」において、国民は民主党政権に厳しい判断を下し、自公連立政権が復活しました。結果的に自民党圧勝でありましたが、自民党への期待というよりは、民主党政権への失望による選択だったと識者は分析しています。政府与党は、選挙結果に奢ることなく謙虚に政策実現を果たし、日本経済を立て直し、失った国力を取り戻していただきたいと切に願うものであります。

日本経済は、これまで、欧米諸国の景気低迷の影響を受けて、円高が進行し、1ドル78円前後の中で、輸出依存体制に限界が来ていました。そして、生産拠点の海外移転により、国内工場の閉鎖が相次ぎました。そこに、東日本大震災が起これ、若年失業者が大量に発生し、失業対策や生活保護費の増大などが財政に大きな影を落としました。

こうして震災復興と経済不況のダブルパンチを受けた我が国は国難ともいえる危機的な状況にあります。安倍政権が誕生したことで、円安株高傾向が強まっています。安倍内閣による日本経済再生政策に対する市場の大きな期待の表れであり、貿易立国の我が国にとって明るい兆しが見えてきました。

長野県行政書士政治連盟のページ

今後、10兆円規模の補正予算や大規模な予算編成が組まれて、民間企業の設備投資や地方自治体の公共投資の効果が出れば、われわれ行政書士を取り巻く職場環境にも明るい見通しが出てきそうです。

今後も日政連を中心に必要な法律改正を働きかけて現行制度の改正を着実に進めることも必要となります。そのためには、政党並びに国会議員との信頼関係を継続し、緊密な政治活動が不可欠となります。

また、長野県行政についても、県議会議員との関係も重要と考えていますが、従来の反省に立ち普段から県担当部局との懸案事項の調整や研究を進めることがまず重要であり、その上で、「長野県行政書士制度推進議員懇話会」や「自民党県連職域支部」を通じた要望活動を行うという基本的原則を踏襲することが必要であるとの認識を持っています。

日本行政書士政治連盟は、ここに結成30周年を迎えるわけですが、われわれは職業を通じて国民の皆様の権利義務の履行に対して大いなる寄与をしてまいりました。

こうして職業を通じてではありますが、国民の皆様方に対し、大きな貢献ができたことは、これまで政治連盟に対してご理解ご協力を賜りました各級議員並びに諸団体各位のお力があってのことと、心から敬意と感謝の意を表する次第であります。

これからも関係各位との関係を大切にし、信頼関係を確かなものにしていく所存でございますので、相変らぬご支援ご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

最後になりますが、会員各位の益々のご発展とご健勝をお祈りし、長野県行政書士政治連盟会長としての新年のごあいさつといたします。本年もよろしく願いいたします。

長野県行政書士政治連盟のページ

衆議院選挙と政治連盟の活動報告

長野県行政書士政治連盟

幹事長 土屋 眞一

平成25年新年あけましておめでとうございます。会員の皆様方には、旧年中はご支援とご協力を賜り、心からお礼申し上げます。

昨年12月16日の衆議院選挙では自民党が単独安定多数（252議席）を確保し、自民・公明両党を合わせると衆議院の再議決可能な三分の二を確保するという前回の衆議院選挙の結果と全く正反対の結果になりました。

また長野県下の投票率ですが、2009年の前回は12%も大幅に下回る63%にとどまりました。解散から公示までの期間が短いことや関心が低かったことなどが考えられますが大変残念な数字だと思います。

国民が選んだ政権が今後どのような政策を実行していくのか、注意深く見守りながら、長野県行政書士政治連盟としても県本会と連携し、業務の拡大と職域の確保に取り組んでいきますので、会員の皆様のご理解とご支援をよろしくお願いいたします。

自民党県議団へ要望

11月19日、長野県議会の自民党県議団へ要望活動をおこないました。当日は和田会長、高田・小口・二瓶副会長、土屋幹事長が出席。自民党職域支部からは山本支部長、岡部幹事長が同席しました。

要望事項としては、申請書類の様式中に代理人行政書士欄を設けること。建設業経営事項審査業務の行政書士会への委託。以上二点を主な要望として伝えました。

代理人欄については無資格者による無権代理によるトラブルを防止し、申請代理責任を明確にするために必要であるので、県単位でできるものについてはお願いしました。

経審委託につきましては、全国的には10道府県がそれぞれの行政書士会に委託していますので民間業務委託の一環として実施していただくようお願いいたしました。

引き続き、長野県行政書士会の担当部会と県の担当者が取り組んでいきますのでよろしくお願いいたします。

新年にむけて

長野県行政書士政治連盟

副会長 小口 敬子

新年、あけましておめでとうございます。新しい年を迎え、今年も素晴らしい年でありますようご祈念申し上げます。

行政書士政治連盟のお役を頂いて感じるのですが、長野県庁に県会議員さんを訪問するにつけ、議員さん達と信頼関係が築かれているように感じております。行政書士は官公庁に書類を提出する関係で県とは深い関係があり、私達の要望を「利己主義」だと考えていらした以前と比べて、県民の為になっている行政書士であることを認識して頂いているのではないかと感じており、又県とのパイプ役を引き受けて頂き大変ありがたく感じております。私達は「行政書士、ここにあり」と自負出来るような知識と職域を確保し、一人一人の行政書士が一本立ちの出来るように知名度の向上に向けて政治連盟の活動を行っていきたくと思っています。

新年のご挨拶

長野県行政書士政治連盟

副会長 二瓶 裕史

会員のみなさま、新年あけましておめでとうございます。旧年中は、政連の活動に対しまして、多大なるご理解とご協力をいただきましたことにつきまして、厚く御礼を申し上げます。

さて、政連の活動については他の方のあいさつに譲るとしまして、行政書士会（界）が現在抱えている業際問題について、一言。

日本の資格者制度はご存じのとおり、非常に多種多様乱立状態であり、国民にとってはまったくもってわかりにくいものとなっています。「会社設立をお願いしたくて行政書士事務所へ。でも、登記は司法書士。」「遺産分割協議書をお願いしに行政書士事務所へ。でも相続人間で採め始めたので弁護士へ。」「農地の売買をしたい。契約書と農転は行政書士。所有権移転登記は司法書士。」などなど。

ある意味、依頼者にとっては役所に行って問題をたらい回しされているときと同じ印象を持つことがあるかもしれません。そこで、依頼者のためと思い「いいよ、うちで登記もやっと思いますから。」とか「私が代わりに交渉しときましょう。」ということが許されるのか……。当然、不可です。「依頼者のため」「依頼者が望むから」は、理由にはなりません。以前、私が別のところで書いた文章を引用させていただきます。これを新年のあいさつに替えさせていただきます。

『行政書士は、行政書士法を根拠として存在する国家資格者。他士業法を侵さず、各種法律を遵守する事が徹底されて初めて存在が認められ、信用・信頼を勝ち取ることができます。適材適所、餅は餅屋。専門外のことを無理して行えば、依頼者に多大な損害を与えることにもなり、自分にもその損害が跳ね返ってきます。自分ができない（やってはいけない）から弁護士や司法書士を紹介するのは、恥ずかしいことではありませんし、損なことではありません。相談者は、「解決する」ことを望んでいるので、その専門家を紹介してもらえるとすることは、それだけで大きな利益となります。出し惜しみせず、どんどん自分のネットワークを活用しましょう。また、他士業法のみならず、各種法律を遵守することも求められます。法律を守れないような人の言葉に説得力があるでしょうか。法律を守れないような人が権利の主張をできますでしょうか。まあ、いいか。これくらいなら大丈夫。は、命取りです。（伊那支部会報「きずな」、2010年12月）』

他士業の専門家と手を携え、本当に国民のための専門家として、他士業及び社会から認められる存在となりましょう。法律家は法を扱う以前に、法を守り抜く覚悟が必要です。

会 員 の 動 き

※個人情報保護のため掲載事項を省略いたしました。

— 入会者 —

個人会員

所属支部	入会登録 年 月 日	氏 名	事務所 (市町村名のみ)	所属支部	入会登録 年 月 日	氏 名	事務所 (市町村名のみ)
伊那支部	24.10.15	飯塚 肇	松本市	佐久支部	24.10.15	依田 永久	佐久市
長野支部	24.11.1	小林 一郎	上水内郡飯綱町	長野支部	24.11.15	青木 哲郎	長野市
松本支部	24.12.15	竹内 隆	松本市	長野支部	24.12.15	中澤 正人	長野市

— 退会者 —

所属支部	氏 名	退 会 年 月 日	所属支部	氏 名	退 会 年 月 日	所属支部	氏 名	退 会 年 月 日
佐久支部	土屋 一郎	24.10.17	松本支部	宮田 英樹	24.10.24	伊那支部	山内 園威	24.10.31
伊那支部	小林 一	24.10.31	松本支部	山口 光次	24.11.30	松本支部	岩井 貞彦	24.11.30
北信支部	小林 久夫	24.12.14	上田支部	青木 幸男	24.12.18	長野支部	山田 明	21.12.31

ご 逝 去

謹んで、ご冥福をお祈りいたします。

大 島 一 郎 殿 (松本)

平成24年11月

編 集 後 記

春夏秋冬千変万化、信州の季節や風土は多くの人々を魅了してやみません。

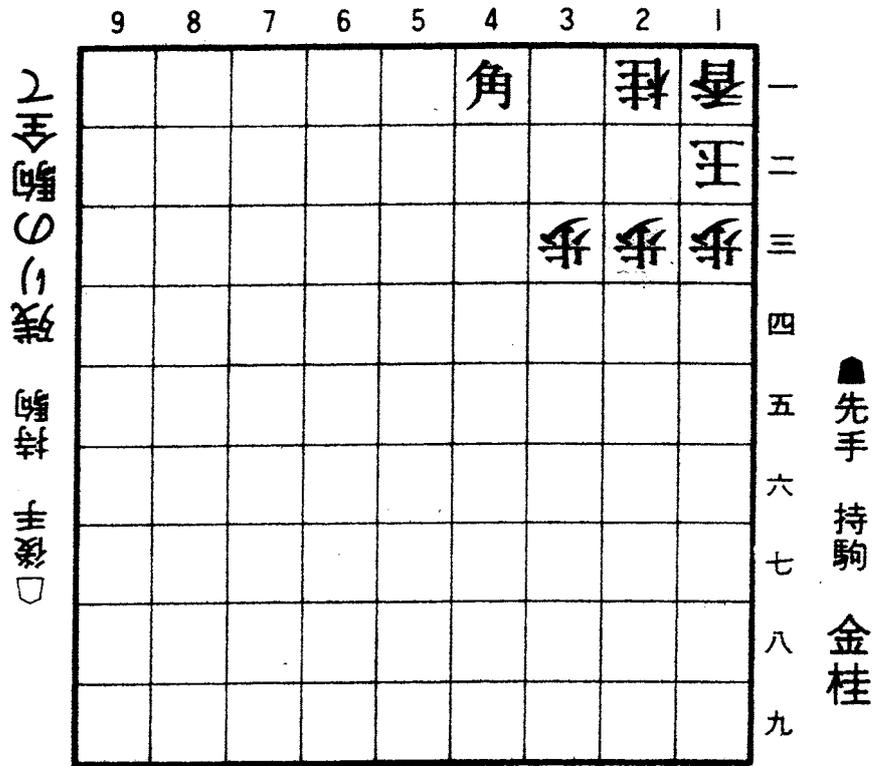
魅力溢れる信州をあまねくご紹介することは不可能ですが、今号の表紙は、東信と中信を隔てる八ヶ岳連峰の東端にある阿弥陀岳を坂本副会長よりご提供いただいた写真でご紹介いたします。

さて、地域に根ざした活動をなさっている会員の皆様にお役立ていただける広報部として何ができるか、部員一同自問自答しながら今年度務めて参りましたが3月号を残すばかりとなりました。会報誌の発行のみならず対外広報、HPの更なる充実に向けて鋭意取り組んで参りますので、引き続きご支援の程よろしくお願い申し上げます。

(広報部担当 佐藤 勉)

発行所	長野県行政書士会
	〒380-0836 長野市南県町1009-3
	TEL 026 (224) 1300 FAX 026 (224) 1305
	ホームページ http://www.nagano-gyosei.or.jp
	メールアドレス gn-nagano@msa.biglobe.ne.jp
発行者	会 長 山崎 隆二
編集者	広報部長 小口 敬子
	印刷 三和印刷(株)

今回のクイズは詰将棋です



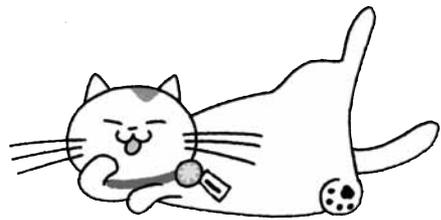
ヒント 3手詰めです

詰将棋の解答

一手▲ 2四桂

二手□ 同歩

三手▲ 2三金



たくさんのご応募をありがとうございました。広報部にて厳格な抽選を行い、正解者5名の先生方に図書カード1,000円分をお送りいたします。次回もお楽しみに!!

行政書士NAGANO 投稿募集

広 報 部

広報部では、長野県行政書士会会員からの投稿を下記の要領により受付いたします。

1. 原稿等について

(1) 表紙用の写真、絵画、書など

作品及び作品の簡単な説明（100字程度）

(2) 行政書士業務に関する研究論文、資料あるいは実務事例報告など

字数2,000字程度

(3) その他

自由投稿

2. 上記投稿は、自作で著作権法等に抵触しないものに限りです。(肖像権等ご注意ください。)

3. 本会及び他者（個人・団体を問わず）の誹謗・中傷、あるいは不穏当な語句を含む原稿は掲載できません。

4. 原稿などの送付方法について

(1) 原稿は、メールあるいはメールに文書ファイル、画像ファイル等を添付してお送りください。

(2) FAX及び手書きによる原稿は出来るだけご遠慮下さい。

(3) 投稿の際は、件名に「広報誌投稿」と記載し事務局宛にお送り下さい。

(4) 投稿後の原稿の訂正は必ず書面（メール含む）で行ってください。

5. 原稿等は随時募集しておりますが、広報誌は年4回の発行となっておりますので投稿者の掲載したい時期に掲載できない場合もございますので、ご了承下さい。

6. 投稿原稿の採否は広報部会で決定いたします。採否の理由については一切お答えできません。また、原稿は採否に関わらず返却いたしません。

7. 編集の都合により大幅な加筆、修正、削除等が必要な場合は広報部から投稿者に対して連絡いたします。その求めに応じていただけない場合は掲載できませんのでご了承下さい。

8. 投稿を掲載したことにより発生したトラブルに関して、県行政書士会及び広報部は一切責任を負いません。

9. 掲載記事に関する質問・意見については一切お答えできません。

Eメール：gn-nagano@msa.biglobe.ne.jp

おまかせください
あなたの毎日を
しっかりサポート

● 行政書士賠償責任補償制度

お客様との信頼関係の維持の為に
お客様からの賠償請求にそなえる保険。

● 行政書士新団体医療補償制度

御自身のお体を守るために、医療・がん保険。
病気、ケガによってお仕事が出来なくなった時の所得補償保険。

● 成年後見賠償責任補償制度

成年後見業務を行う際、加入する保険

● 確定拠出年金・個人型

公的年金のプラスアルファとして

行政書士の皆さまの毎日を
しっかりとサポートする
ために、業務や生活に必
要な保険から、専門書籍、
ITサポートなどの豊富な
メニューをご用意。
行政書士の皆さまにとって
なくてはならないサービス
をこれからもご提供いた
します。

全行団

〒150-0045 東京都渋谷区神泉町20-10 上野ビル2階
Tel.03-3770-5675 Fax.03-3770-2677

有限会社全行団は、日本行政書士会連合会及び
地方協議会から出資を受けた行政書士の福利
厚生、事務所運営を目的とした営利法人です。

